

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月10日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	9
令和5年度村長所信表明	9
同意第1号の上程、説明	18
同意第2号の上程、説明	18
議案第3号の上程、説明	19
議案第4号の上程、説明	19
議案第5号の上程、説明	20
議案第6号の上程、説明	21
議案第7号の上程、説明	22
議案第8号の上程、説明	22
議案第9号の上程、説明	23
議案第10号の上程、説明	24
議案第11号の上程、説明	24
議案第12号の上程、説明	25
議案第13号の上程、説明	26
議案第14号の上程、説明	27
議案第15号の上程、説明	28
議案第16号の上程、説明	29
議案第17号の上程、説明	30
議案第18号の上程、説明	31
議案第19号の上程、説明	33
議案第20号の上程、説明	34

議案第21号の上程、説明	35
議案第22号の上程、説明	36
議案第23号の上程、説明	37
報告第2号の上程、報告	38
報告第3号の上程、報告	39
報告第4号の上程、報告	39
報告第5号の上程、報告	39
散会の宣告	40

第 2 号 (3月15日)

開議、散会の日時	41
出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	41
事務局出席者	41
議事日程	42
開議の宣告	43
一般質問	43
宮 城 貢 議員	43
大 城 邦 彦 議員	49
大 山 美佐子 議員	55
宮 城 美和子 議員	57
吉 浜 覚 議員	61
新 崎 悟 一 議員	69
宮 城 良 治 議員	78
平 良 嗣 男 議員	82
前 田 孝 議員	85
散会の宣告	88

第 3 号 (3月16日)

開議、散会の日時	89
出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	89
事務局出席者	89
議事日程	90
開議の宣告	92
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	92

同意第 2 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	95
議案第 3 号の質疑、委員会付託	95
議案第 4 号の質疑、委員会付託	95
議案第 5 号の質疑、委員会付託	96
議案第 6 号の質疑、委員会付託	96
議案第 7 号の質疑、委員会付託	96
議案第 8 号の質疑、委員会付託	96
議案第 9 号の質疑、委員会付託	97
議案第 10 号の質疑、委員会付託	97
議案第 11 号の質疑、委員会付託	97
議案第 12 号の質疑、委員会付託	97
議案第 13 号の質疑、委員会付託	97
議案第 14 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	98
議案第 15 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	98
議案第 16 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	98
議案第 17 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	99
議案第 18 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	99
議案第 19 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	101
議案第 20 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	101
議案第 21 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	101
議案第 22 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	102
議案第 23 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	102
諸般の報告	103
散会の宣告	103

第 4 号 (3月17日)

開議、散会の日時	105
出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	105
事務局出席者	105
議事日程	106
開議の宣告	107
議案第 14 号～議案第 17 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	107
散会の宣告	110

第 5 号 (3月24日)

開議、閉会の日時	111
----------------	-----

出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	111
事務局出席者	111
議事日程	112
開議の宣告	114
議案第3号～議案第13号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	114
議案第18号～議案第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	121
議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	126
陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	128
議員派遣の件	129
閉会の宣告	131
署名議員	131

※途中のページ抜けは、仕切りで入っているページを省いています。

令和5年第2回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和5年3月10日
会期15日間
閉会 令和5年3月24日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月10日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・令和5年度村長所信表明・同意2件・議案提案説明・報告4件
3月11日	土	休 会		(中学校卒業式)
3月12日	日	休 会		
3月13日	月	休 会		議案検討
3月14日	火	休 会		議案検討
3月15日	水	本会議	午前10時	一般質問
3月16日	木	本会議	午後1時30分	同意第1号～第2号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第3号～第13号質疑、総務常任委員会付託 議案第14号～第23号質疑、予算審査特別委員会付託 ※午前 こども園卒園式
		委員会	午後3時	議案第14号～第17号予算審査特別委員会(補正予算) (説明～採決)
3月17日	金	本会議	午後2時	議案第14号～第17号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決(補正予算) ※午前 小学校卒業式
3月18日	土	休 会		
3月19日	日	休 会		
3月20日	月	委員会	午前10時	陳情第1号、議案第3号～第13号総務常任委員会 (説明～採決)
3月21日	火	休 会		
3月22日	水	委員会	午前10時	議案第18号～第23号予算審査特別委員会(新年度予算) (説明～検討)
3月23日	木	委員会	午前10時	議案第18号～第23号予算審査特別委員会(新年度予算) (質疑～採決) 終了後現場調査
3月24日	金	本会議	午前10時	議案第3号～第13号総務常任委員会委員長報告、質 疑、討論、表決

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月24日	金	本会議	午前10時	議案第18号～第23号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 議案第24号提案説明、質疑、委員会付託省略（即決） 総務常任委員会委員長報告（陳情）質疑、討論、表決 議員派遣の件（閉会）

会期日数 15日間 本会議日数 5日間 委員会日数 3日間 休会日数 7日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	令和4年12月19日	北部地区における透析診療 に関する嘆願書	一般社団法人 沖縄県腎臓病協議会 会長 國吉 實 北部地区患者会理事 神谷 隆也	総務常任委員会
2	令和5年2月16日	陳情書 福祉施設や教育施設で、ゲ ノム編集トマトの種苗を受 け取らないでください学校 給食でゲノム編集された食 材を使用しないでください	キッチンから社会を変 える！あんまーずネッ トワーク 代表者名：金城ふじの ・中曽根直子	議員配布
3	令和5年2月22日	日本全体で解決すべき問題 として、普天間基地周辺の 子どもたちを取り巻く空・ 水・土の安全の保障を求め る陳情書	#コドソラ 代表：与那城千恵美	議員配布

令和5年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和5年3月10日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和5年3月10日 午前10時00分)

散 会 (令和5年3月10日 午後0時10分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 宮 城 豊 教 育 課 長 真喜志 亮

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		令和5年度村長所信表明	
6	同第1号 意号	副村長の選任について	提案説明
7	同第2号 意号	監査委員の選任について	提案説明
8	議第3号 案号	大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議第4号 案号	大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議第5号 案号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	提案説明
11	議第6号 案号	大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議第7号 案号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議第8号 案号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
14	議第9号 案号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
15	議第10号 案号	大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
16	議第11号 案号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	提案説明
17	議第12号 案号	大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例	提案説明
18	議第13号 案号	大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例	提案説明
19	議第14号 案号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案第15号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	提案説明
21	議案第16号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	提案説明
22	議案第17号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	提案説明
23	議案第18号	令和5年度大宜味村一般会計予算	提案説明
24	議案第19号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
25	議案第20号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
26	議案第21号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
27	議案第22号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明
28	議案第23号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提案説明
29	報告第2号	専決処分の報告について	報告
30	報告第3号	専決処分の報告について	報告
31	報告第4号	専決処分の報告について	報告
32	報告第5号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告

-
- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。

会議を始める前に、明日3月11日は12年前に東日本大震災が発生した日であります。また、世界においてはロシアによるウクライナ侵攻が始まり1年余り、最近ではトルコ・シリア大震災発生から一月余りとなり悲惨な出来事が続いております。被災され犠牲になられた方々の御冥福を祈り、哀悼の意を込めて黙禱をしたいと思います。御起立願います。黙禱。

（黙 禱）

- 議長（大城佐一） 黙禱直れ。着席。
-

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） ただいまから令和5年第2回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 宮城良治議員及び3番 大城邦彦議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月24日までの15日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） おはようございます。

令和5年第2回定例会を開会するに当たり、全議員出席の下、開会できますことを心から感謝申し上げます。

今議会は同意2件、議案21件、報告4件を上程しております。御審議よろしくお願い申し上げます。

それでは行政報告をさせていただきます。昨年12月から本年2月までをかいつまんで報告申し上げます。

12月5日に北部ダム事務所との行政懇談会を持ち、情報提供や意見交換を行いました。

12月8日には、人権啓発活動の一環として、大宜味小学校において人権の花開花式、中学校において人権作文発表会及び人権啓発標語コンテスト表彰式を開催しました。

12月11日には、本土復帰50周年記念事業として、お笑い米軍基地の公演を大宜味小中学校体育館で開催しました。

12月19日には、結の浜地区大型宿泊施設誘致に関する地域説明会を開催し、事業の経緯と概要の説明を行い、併せて要望や意見をお伺いしました。

年が明け1月4日に二十歳の集いを規模縮小して開催し、新たな門出を祝いました。

1月6日には、村民新春の集いを改善センターで開催し、村民多数の参加を頂き新春をことほぎました。

1月21日と22日には、3年ぶりとなる村産業まつりを初めて塩屋漁港において開催し、ほぼ前回同様4,600人の来客がありました。

2月1日に長野県内でルートイン会長と、翌日2日にはルートイン社長と東京都内でホテル誘致についての話し合いを行いました。

2月8日に村民を対象に大宜味村施策説明会を開催し、令和4年度の重点事業及び主要施策等の進捗状況と令和5年度の重点事業と主要施策等の説明を行いました。

なお、入札結果の報告を添付しておりますのでお目通しください。

- 議長（大城佐一） これで行政報告を終わります。

◎令和5年度村長所信表明

- 議長（大城佐一） 日程第5 令和5年度村長所信表明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 令和5年3月定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の所信の一端と令和5年度予算の概要及び主要施策についてご説明申し上げ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

戦争のない平和な社会を築くため、『ぬちどう宝・人権擁護』を肝に銘じ、国と国との戦争や地域紛争等、武力行使には断じて反対し、対話による問題解決、命と人権を尊ぶ平和行政を推進し、多様性を尊重し、違いを乗り越え、すべての人々が理解し協力し合える共存社会を目指します。

世界的規模で猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症は、私たちの命を脅かし社会経済活動にも深刻な影響を及ぼし様々な面で大きな制約を余儀なくされ、普段、当たり前に行われてきたことや、やりたいことができなくなり悔しい思いを体験してまいりました。令和5年になり感染症はようやく落ち着きを見せつつありますが、3年ぶりに開催されました村の産業まつり、復活を見せ始めてまいりました地域・学校での各種イベント等、以前の暮らしに戻りつつあります。しかし、引き続き感染症対策を講じながら、ウィズコロナを見据えた社会生活を模索してまいりたいと思います。

去る2月6日にトルコ・シリア大地震により、数万人規模の犠牲者が出るなど甚大な被害が発生しています。自然災害はいつ・どこで起こるのか、その不測の事態発生の想定を強化し、本村においても自然災害に強い村づくりをさらに推進していかなければなりません。

私は昨年10月7日に村長に就任し、初めて新年度を迎えることとなります。

改めて職責の重大さを感じ、村民の福祉の向上と村政発展のため誠心誠意尽くしてまいります。

村政は何よりも村民のためでなければなりません。隅々に光を当て村民の声を拾い、村民の声が届き、村民と一緒に内外に誇れる輝く大宜味村を目指してまいります。そのためには、村民に信頼される透明で公正・公平な村政を進め、各種事業を進めるに際しては、目的や根拠を明確にし説明責任を果たしながら、村民の理解と協力を得ながら進めてまいります。安心・安全・豊かさ・暮らしやすさを実感できる村政を進めるため、医療体制の充実強化と自然災害から生命財産を守る、防災・減災対策を強化してまいります。さらに、「大宜味村に住んでよかった」と、実感できる社会をつくるため、伝統文化を継承しながら、地域コミュニティを強固にし、ユイマールの心で生活弱者や高齢者にも優しい村づくりを進め、生きがいと潤いに満ちた村を目指します。

少子化傾向は本村及び国が抱える大きな課題の一つで、将来の暮らしに危機感と大きな不安をもたらしています。子供を産み育てやすい環境整備は喫緊の課題です。社会全体、地域ぐるみで子育てを支援しなければなりません。そのためにも、産前産後のケアはもちろん、経済的負担を少しでも軽減してまいります。

子育て支援と人材育成は未来への大きな投資で、将来を担う子供たちは、最も大切に掛け替えのない存在です。一人ひとりの能力を引き出し、夢や希望が実現できるよう、学習環境の整備と教育の充実を図り、個に応じた教育を支援してまいります。

大宜味村は、大宜味村らしさをさらに推し進めなければなりません。小規模、零細、家族（家庭内）事業所等の、庶民産業・在来産業が多く存在します。足元を見つめなおした産業の育成・振興こそが大宜味村の魅力さをさらに高め、村を活性化させる原動力になるものと考えます。大宜味村独自の付加価値の高い商品開発と自然環境や文化を活かした観光・イベントを展開することが大宜味村発展のキーポイントになるものと信じています。村民自らが暮らしに潤いと豊かさを実感できる伝統工芸・文化の継承を進めてまいります。

令和3年7月には北部三村地域が世界自然遺産に登録されました。本村も様々な観点から大きな可能性を秘め、その可能性の実現のため新たな時代へ突入したものと考えます。生物多様性の地域に誇りを持ちつつ、その保全と活用を推進していかなければなりません。本村の魅力を広く発信し誘客増加を図り活性化を図るため、新たな観光形態の推進や各種イベントを開催してまいります。

新築中の役場庁舎での業務が今年5月8日から開始する予定です。移転当初は来庁者が戸惑うことのないように案内係を設置して、村民が利用しやすく親しめる庁舎を目指し、村職員一丸となって村民

サービスの向上に一層努めてまいります。

大宜味村のさらなる飛躍と村民福祉の向上に向け、村政運営に全力で取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 予算の概要について

令和5年度予算については、就任後初めての予算編成となりましたが、「大宜味村第5次総合計画」の将来像を目指し、人口減少や高齢化の進展、公共施設等の老朽化への対策などの継続的な課題や、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策を推進するとともに、公約を念頭に置いた予算編成を行ったところであります。その結果、一般会計予算は41億3千6百万円で、対前年度比9億5千4百万円、18.7%の減となっております。また、公営企業会計を除く特別会計予算は総額9億2千6百万円、対前年度比2億3千万円、33.1%の増となっております。

2 行財政の健全化について

(1) 職員の資質の向上

全国市町村アカデミーや自治研修所等への派遣、さらに職場での自主研修は新たな知識を習得する重要な研修であることから積極的、計画的に取り組んでまいります。

(2) 健康管理

業務が多様化・高度化する中、精神面での疾病予防として、定期的にストレスチェックを実施するとともに、カウンセリングなど支援体制構築に取り組んでまいります。

(3) 行政改革の推進

令和2年に策定された「第6次大宜味村行政改革大綱」の基本方針に沿って、複雑多様化する村民ニーズに的確な対応に努めるとともに、「村民から親しまれる村役場の実現」に向け行政改革を推進してまいります。

(4) 財政運営

歳入面では、国有資産等所在市町村交付金の増が見込まれるものの、普通交付税や臨時財政対策債の減が見込まれており、依然として厳しい財政状況にあります。

今後とも、村税徴収率の向上やふるさと納税の推進など自主財源の確保に取り組んでまいります。歳出面では、新庁舎整備事業が概ね完了することにより、普通建設事業費は大きく減少しますが、エネルギー価格の高騰に伴う光熱費の増、会計年度任用職員の報酬改定による人件費の増、新庁舎整備事業に伴う公債費の増など、義務的経費の増加が見込まれることから、より一層経常経費の抑制を図るとともに、基金の計画的な運用を行い、将来世代に過度な負担を残さないよう、中長期的な視点にも十分留意した財政運営に取り組んでまいります。

(5) 公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成29年3月に策定した「大宜味村公共施設等総合管理計画」の見直しを令和4年度に行いました。引き続き持続的なむらづくりに取り組んでまいります。

(6) 消費者行政

インターネット通販やSNSをきっかけとしたトラブルなど、消費者の被害やトラブルの未然防止のための消費者教育の推進、消費者生活相談窓口の設置等を行い、村民が安心して消費生活を送れるよう消費者行政に取り組んでまいります。

3 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり ～産業の振興～

(1) 農業の振興

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの課題を抱えており、新規就農者が安心して農業経営ができるように、意欲ある担い手の育成・確保のため新規就農を促進してまいります。

担い手の育成につきましては、新規就農者に対し経営開始資金を活用し、新規就農者の定着化や経営発展支援事業で、施設・機械整備等の支援を推進してまいります。

また、「人・農地プラン」を基本にして、新たに本年度から「地域計画」の策定が必須となることから、今後進行する高齢化や後継者不在に伴う耕作放棄地の拡大を防ぐために関係者と連携し地域計画の策定を進めてまいります。地域ごとの農地の利用についても、農業委員会と連携して農地中間管理機構事業等を活用し、耕作放棄地の解消に力を注ぎ、担い手への農地の集積・集約化を図ってまいります。

シークワサーにつきましては、高単価が見込める青切り・フルーツ用果実を生産する意欲ある農家の支援を行うため、本年度からシークワサー生産奨励金を150万円から300万円に引き上げを行い、生産意欲の向上・栽培技術の普及と販売促進を推進するとともに、全県的な課題となっている立ち枯れ症状の原因追及や対策を、県や関係機関と連携し取り組んでまいります。

営農活動で流出する赤土対策につきましては、赤土等流出防止営農対策促進事業等を活用し、農地から大切な土壌を流出させない農業技術の普及を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラスの一斉駆除、捕獲活動を引き続き行い、農作物への被害防止に努めてまいります。

農道等の基盤施設につきましては、今年度、農業基盤整備促進事業押川地区や水質保全対策事業（耕土流出防止型）大保地区及び大工又地区畑地かんがい施設整備事業の実施設計業務等が予定されており、その他農地耕作条件改善事業（田嘉里地区・田港地区）の次年度事業採択に向けた計画づくりに取り組んでまいります。

また、「農業振興地域整備計画」が最終年度となっており、地域住民や土地所有者の集約された意見を基に、関係機関と調整しながら策定を行ってまいります。

(2) 林業の振興

県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」や「大宜味村森林整備計画」に基づき、世界自然遺産地域として自然に配慮した森林業を推進してまいります。

また、沖縄県林業・木材産業構造改革プログラムに基づき、森林資源を活用した林業生産と林業所得の向上、並びに地域の活性化の振興を図るため沖縄林業構造確立施設の整備を推進してまいります。

(3) 畜産の振興

豚熱や口蹄疫、また昨年の県内で発生した鳥インフルエンザ等への防疫体制については、県と連携しながら強化に努め、畜産農家への飼養衛生管理の支援を行い、また飼料についても補助事業の活用が行われる制度を模索しながら検討してまいります。危機管理体制を確立し、経営安定向上に取り組んでまいります。また、県と連携し、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導や新技術の提案等で、周辺環境の改善に努めてまいります。

(4) 水産業の振興

漁港及び漁港海岸施設につきましては、長寿命化計画に基づき、老朽化した施設について、適正な維持管理・修繕を目的とした設計業務に努めてまいります。また、海面養殖事業による漁船の増加及び大

型化に伴う、漁港施設の再整備に向けて取り組んでまいります。養殖漁業につきましては、村の新たな特産として活用できるようスジアラ、クロマグロ、琉球すぎ等の養殖事業を推進してまいります。

(5) 商工業・観光の振興

地域内の商業が維持され発展していくように、商工会組織、本村の基幹産業の第一次産業と製造加工業の連携も強化し、加工特産品開発を促進しつつ、村内事業者が主体性を持った事業展開のサポートを支援していくとともに、ウィズコロナでの観光振興との連動を図りながら、経営の安定化と新たな市場開拓に努めてまいります。

村農村活性化センターについて、効果的、かつ、入居事業者の特性を活かした事業展開による活性化支援に取り組んでまいります。

また、村内には工房を構える工芸家が多く村の特産品とのコラボレーションを図るなど市場拡大に取り組んでまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、その価値を再認識し、村内外に広くPR活動を展開するとともに、地場産業として成り立つ仕組みづくりと伝統工芸を継承できる人材の育成を関係機関と連携し取り組んでまいります。

コロナ禍において活動が厳しいPRイベントについて、本村の観光大使や包括連携協定を締結している関連企業等との連携を強化し、SNS等も活用するなど、PR活動に取り組んでまいります。

世界自然遺産登録地域として世界的に発信されている状況から、今後は多くの来訪者が予想されており、エコツーリズム推進地域として持続可能な観光地となるようエコツーリズムガイド人材育成「クガニーんちゅプロジェクト」構築に向けて引き続き取り組むとともに、安全対策協議会の設置を行うなど、安全・安心な観光受け入れ体制の構築に努めてまいります。

また、観光振興の拠点形成として検討しております塩屋湾周辺利活用整備事業について、塩屋湾水質環境の調査により現況を把握し、風光明媚な塩屋湾をエコツーリズムにおける利活用について、地域住民との調和を図りながら取り組んでまいります。

4 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり ～保健・福祉の充実～

(1) 健康福祉の村づくりの推進

村民の健康づくりにつきましては、生涯にわたる健康づくりを推進するため、ライフステージに合わせた情報発信、各種健康教室を実施してまいります。

住民健診につきましては、特に働き盛り世代の健康状態の改善に重点を置き、長期未受診者対策や休日健診実施等により、特定健診の受診率向上に努めるほか、がん検診受診率向上も併せて取り組んでまいります。

また、特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、糖尿病等や糖尿病性腎症への重症化予防に向け、医療機関と連携構築に努めてまいります。

(2) 子育て環境の充実

子どもは地域の財（たから）であり、安心して子どもを産み育てられるよう地域全体で取り組んでいかなければなりません。その方策として子育てに関する相談を受け入れる総合的な窓口を設置するなど、子育てに関連する包括的な支援体制づくりに取り組んでまいります。

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産、子育てに関することや乳幼児の発育・発達に関し、新たに「伴走型相談支援及び出産子育て応援交付の一体的実施事業」を導入し、相談体制の強化に

取り組んでまいります。

また、放課後児童クラブや子育て支援センターなど、児童や子育て中の親子のための多様な居場所づくりを継続と支援体制の強化に取り組んでまいります。

子育て世帯の経済的・精神的負担軽減が図れるよう、18歳までを対象とした「こども医療費助成事業」や「産婦健診事業及び産後ケア事業」を継続するとともに、これまで生まれた子どもの順に応じて交付額に差異がありました出産祝金につきましては、一律10万円の交付とし更なる支援体制の構築に努めてまいります。

（3）障害者（児）福祉の充実

障害者福祉につきましては、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、個々の障がいや生活状況に応じて、障害福祉サービスの適切な情報提供及び相談支援事業など切れ目なく実施し、障がいの有無によって分け隔てることなく、地域で安心して自立した生活環境を構築できるよう支援してまいります。

また、「巡回専門員整備事業」を継続し、こども園等の巡回相談を実施し、子どもの育ち・発達等について、相談支援を行ってまいります。

さらに、令和5年度は「第3期障がい者（児）計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の最終年度となるため、現行計画をふりかえり評価を行い、令和6年度からの計画を策定してまいります。

（4）高齢者福祉の充実

高齢者福祉につきましては、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、その基本理念である「健やかさと安らぎのあふれる長寿の里」の推進に向け、各施策・事業を展開しながら、現行の計画が令和5年度で終了となるため、施策・事業別に評価を行い、令和6年度からの計画を策定してまいります。

認知症施策につきましては、高齢者の見守りとして、緊急時の通報システムの充実を図り、在宅での安全・安心な環境整備に努めるとともに、認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発活動に取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、引き続き、住民が主体となって「地域で支え合う体制づくり」が展開できるよう、包括支援センター、社会福祉協議会と連携して支援してまいります。

また、地域の交流、福祉活動の拠点となる施設整備につきましては、令和4年度に策定した福祉拠点整備基本計画を基に補助事業採択に向け取り組んでまいります。

（5）保健医療施策の充実

保健医療施策の充実につきましては、村立診療所との連携を図り、医療機器の更新を行い、村民が安心できる医療体制の充実を図ってまいります。

また、子どもの定期予防接種、高齢者のインフルエンザ予防接種等の接種率向上に努め、感染症まん延や重症化予防に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日に感染症関係法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の「5類」へ移行が見込まれることから、今後は、国や県の動向に注視し、ワクチンの接種が受けられるよう体制を確保するなど、希望する全ての方が接種できるよう関係機関と連携し、引き続き予防接種を行ってまいります。

（6）国民健康保険の充実

国民健康保険事業の運営につきましては、令和5年度以降も引き続き、保健事業や医療費適正化による歳出の抑制、収納率向上や適正な保険税率の設定等による歳入の確保に取り組み、国保財政の健全化に向けて取り組んでまいります。

5 歴史に学び人を育む文化の村づくり ～教育・文化の振興～

（1）幼児教育の推進

開園4年目を迎えるおおぎみこども園は、就学前教育の充実を図るため、子どもと地域住民との交流、小学校との円滑な接続や特色ある教育・保育を実践し、地域子育て支援施設として中心的な役割を果たしてまいります。

（2）学校教育の充実

子どもたちのコロナ等感染防止を引き続き行い、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進め、社会の様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していける「生きる力」の基盤となる「確かな学力」を身につけさせ、豊かな心と健やかな体を兼ね備えた「知・徳・体」バランスのとれた子どもを育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、学力向上に取り組んでまいります。GIGAスクール構想の推進については、学校ICT支援員を引き続き配置し、学習支援ソフトの導入、端末を活用した授業支援及び持ち帰り学習に取り組み、ICT教育の充実に努めてまいります。

また、小学校及び中学校へのALTの配置を引き続き行い、外国語教育の強化に努めてまいります。

中学校におきましては、総合的な学習の時間を利用して、地域資源を生かした総合的な学習の充実を図り、社会性を培う教育を引き続き推進してまいります。

経済的理由により就学困難と認められる場合には、必要な就学支援を行うことにより義務教育の円滑な実施に資するための就学奨励の方策を推進してまいります。

学校給食におきましては、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。また、児童生徒に対して行っていた給食費の一部助成について、食材高騰に対応するため拡充を行い、保護者負担軽減を図り、地産地消により地域との連携を深めるとともに、「生きる源は食することにある」を認識させていく食育に取り組んでまいります。

（3）生涯学習の推進

村民のあらゆる世代の学ぶ意欲に応えられるよう、学校・家庭・地域社会などの各分野の学習体制や機会を総合的に整備し充実を図ります。また、生涯学習講座や公民館講座などを通して、将来自ら組織運営できるような人材育成に取り組んでまいります。

（4）スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、これまでコロナ禍で思うような活動ができない状況ではありましたが、村民の体力づくりや健康増進に向けた意識の高揚を図ると共に、村スポーツ推進委員や村体育協会及び関係機関との連携により、各種団体の育成・支援に努めてまいります。

また、村民のスポーツ活動の促進と県内外とのスポーツ交流拠点施設として、平成24年度に策定された結の浜公園・スポーツ拠点整備計画を具体化していく基本計画の見直しについて取り組んでまいります。

（5）地域文化の推進

本村には、国・県・村指定の貴重な文化財が数多くあり、これらを正しく保存継承し、有効な保存活用を推進してまいります。

平成29年度より調査に取り組んでおります根謝銘グスクにつきましては、引き続き調査を進め、史跡指定への取り組みを推進してまいります。また、昨年行った旧庁舎耐震診断調査結果を踏まえ、旧庁舎保存活用計画策定に取り組んでまいります。

地域文化は、郷土の愛着や誇りを培いコミュニティを形成する力があり、地域社会にとって重要であります。大切な地域文化を継承するため、地域と行政の連携・協力の仕組みを構築し、文化活動を推進・支援する体制として、文化協会の運営強化に努めてまいります。

(6) 村史編纂の推進

新大宜味村史編纂基本計画に基づき、これまで「戦争証言集」「シマジマビジュアル版」「シマジマ本編」、「移民・出稼ぎ編」「民俗編」「言語編」「人と自然編」「写真集」を発刊してまいりました。令和5年度は「通史編」の発刊に向け専門部会の設立及び開催を行ってまいります。また、「映像」「モノ」等の資料収集も引き続き行ってまいります。さらに、これまで「字誌」が発刊されていない行政区におきましては、字誌の発刊に向けた取り組みに、引き続き支援を行ってまいります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前10時36分)

○ 議長（大城佐一） 再開します。

(午前10時37分)

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 6 安全、安心な住みよい村づくり ～生活環境の整備～

(1) インフラの整備

継続事業として、「大川川等多自然川づくり推進計画」を基に、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備、やんばるらしい癒やされる河川の再生と、治水安全度の向上を目的に引続き大川川河川整備を行ってまいります。

道路橋につきましては、長寿命化計画を確認し、以前の修繕計画と照らし合わせて修繕や橋梁架替等を図り、令和5年度は、村道謝名城線の一名代橋の架け替えを行ってまいります。

道路整備につきましては、総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所や危険箇所の整備に向け、補助事業の実施を早めていくよう取り組み、安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、地域の活性化を支援する道づくり等を達成するため、ゆとりある道路整備を推進してまいります。

また、継続事業の村道根路銘上原線は、北部連携促進特別振興対策開発事業を活用しながら、令和8年度の完了を予定しております。その他新規事業として、部分的になります村道腰間線の道路改良を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、令和5年度から8年計画で施設等の老朽化に伴う、更新事業等を行い、施設管理の効率的な運営・有収率の向上、地域住民に安全で良質な水の安定供給を図るため、日常点検の強化を図り業務に取り組んでまいります。また、水道事業の広域化については、沖縄県や県内の水道事業体等と調整しながら、より条件の有利な方向を検討してまいります。

下水道事業につきましては、経営戦略やストックマネージメントを参考に処理能力の向上を図るとともに、今後、結の浜地域に予定されている施設等の汚泥処理がスムーズに行えるよう、事業計画を検討し適切な対応に努めてまいります。

一方、その他の地域では浄化槽による下水処理となることから、し尿を処理する単独浄化槽も残っており、これまで進めてきた合併浄化槽への移行を促進してまいります。

(2) 生活環境

公営住宅事業につきましては、「大宜味村公営住宅等長寿命化計画」を基に、屋古団地の外壁塗装及び屋上防水等の改修を行ってまいります。

また、安全・安心な生活環境の向上と貴重な野生生物の保護を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による保護・捕獲を継続実施し、世界自然遺産地域として生物多様性の保全に取り組んでまいります。

(3) 消防・防災の推進

地域防災計画の見直しを行った平成26年から8年が経過しましたが、最新の情報を集約して令和4年度に再度見直しを行いました。この地域防災計画を活用して今後とも防災・減災に取り組んでまいります。また、災害時初動リスクを低減し、消防防災対応力を強化するうえで極めて有効な対応策と考えられる沖縄県消防防災ヘリについては、令和7年度導入に向けて沖縄県と連携して取り組んでまいります。

(4) 結の浜の整備推進

結の浜の土地利用につきましては、ホテル出店計画地と海浜公園の整備調整に取り組むとともに、交流広場（総合運動公園）用地の計画見直しに取り組むなど、効果的な土地利用推進を図ってまいります。

(5) 移住・定住・交流の促進

令和4年度に、空き家・空き地等対策協議会を設置し、その活用の方向性が確認されました。令和5年度においては、活用について所有者との確認が取れた物件について、移住・定住・交流希望者を積極的に受け入れられる環境整備と仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、大宜味村と友好関係を結んでいる交流都市「宮城県石巻市」「福島県西会津町」「愛知県蟹江町」「秋田県湯沢市」との交流促進を強化し、人的・物的・経済的な相乗効果も期待し、相互の心の支えとなる友好関係の継続構築に取り組んでまいります。

むすびに

以上、申し上げました諸施策の執行にあたりましては、職員一人ひとりが村政発展への使命感と責任感を持ち、大宜味村らしさを活かした村づくり、また村民との協働による村づくりに全力をあげて取り組んでまいります。

大宜味村第5次総合計画で掲げられた村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、令和5年度の施政方針といたします。

令和5年3月10日

大宜味村長 友寄景善

なお、令和5年度重点事業と各種主要施策等を添付しておりますので、お目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで令和5年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前10時42分)

-
- 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◎同意第1号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第6 同意第1号 副村長の選任についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長（友寄景善） 同意第1号 副村長の選任について
大宜味村副村長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字大兼久138番地

氏 名 新城 寛

昭和39年5月21日生

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

令和4年10月6日付で前副村長が辞職し不在となっている為、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、同意を求める。

なお、履歴書等を添付していますのでお目通しをお願いします。

- 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前10時52分)

-
- 議長（大城佐一） 再開します。

(午前10時52分)

-
- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第2号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第7 同意第2号 監査委員の選任についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長（友寄景善） 同意第2号 監査委員の選任について
大宜味村監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字田嘉里559番地

氏 名 吉濱 エツ子

昭和36年1月14日生

令和5年3月10日提出

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条の規定による監査委員のうち、吉濱エツ子委員の任期が令和5年3月31日に満了するので、同委員を再任したいため、同法第196条第1項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添付していますのでお目通しをお願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第3号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第3号 大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第3号 大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部を改正するデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（宮城 豊総務課長 登壇）

○ 総務課長（宮城 豊） それでは議案第3号の補足説明をいたします。

本条例の主な改正点は、目次中「(第17条から第22条)」を「(第17条から第19条)」に改め、第18条第1項中「遅滞なく、」の次に「大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例——」を加えて、第20条から第22条までを削除し、第23条の見出し中「情報公開及び個人情報保護審議会」を「審議会」に改め、同条中「大宜味村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会」を「大宜味村情報公開制度運営審議会」に改める。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとなっております。

説明資料に、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

なお、詳細については総務常任委員会にて説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第4号 大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第4号 大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

現条例においては、第1子から第3子までそれぞれの支給額に差があるため、第1子から10万円の出産祝金を支給したいので、本条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

- 議長(大城佐一) 住民福祉課長。

(宮城 敦 住民福祉課長 登壇)

- 住民福祉課長(宮城 敦) それでは議案第4号について補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正につきましては、現条例において、出生時第1子から第3子以降まで段階的に金額を増額して支給していた出産祝金の額を出生時1人につき10万円に改正するものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行することとしております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第10 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60年に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制度を導入するにあたり、関係条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

- 議長(大城佐一) 総務課長。

(宮城 豊 総務課長 登壇)

- 総務課長(宮城 豊) 議案第5号の補足説明をいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を一括して改正するものであります。

本条例の主な改正点は、地方公務員法の改正に伴う条項の改正、管理監督職勤務上限年齢による降任についての規定や、定年前再任用短時間勤務制度の導入に関する規定であります。それに伴い、大宜味村職員の再任用に関する条例の廃止も行っております。

また、大宜味村職員の給与に関する条例では、附則で60歳に達した日後における最初の4月1日以後、職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額としております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとなっております。

説明資料に、新旧対照表を添付してございますので御参照ください。

詳細については、総務常任委員会にて説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第11 議案第6号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第6号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60年に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制度を導入するため、この案を提出する。

補足説明を担当課長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（宮城 豊総務課長 登壇）

○ 総務課長（宮城 豊） 議案第6号の補足説明をいたします。

本条例の主な改正は、第3条で職員の定年は、年齢65年とするとしております。

第4条では、管理監督職の特例任用については、村長の承認を得たときに限るものとし、3年を超えることができないと規定されています。

第7条では、管理監督職勤務上限年齢は60年としております。

附則、第4項では、経過措置といたしまして、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間は2年ごとに1歳の引上げを行い、段階的に65年の定年の延長をするものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとなっております。

説明資料に、新旧対照表を添付してございますので御参照ください。

詳細については、総務常任委員会にて説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

ます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員、日額、6,000円」を「情報公開制度運営審議会委員、日額、6,000円」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部を改正するデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第8号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第8号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

会計年度任用職員の給料については、大宜味村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第8号）第5

条第1項第1号の規定を準用しており、人事院勧告等給料表改定の際に職員の給料と同様に読み替えができるよう改正したいため、この案を提出する。

補足説明を担当課長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（宮城 豊総務課長 登壇）

○ 総務課長（宮城 豊） 議案第8号の補足説明をいたします。

先ほど村長から提案理由でも申し上げましたが、人事院勧告と給料表改定の際に、その都度会計年度任用職員の給与に関する条例の改正をしなくても読み替えができるよう、第3条の改正を行っております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとなっております。

説明資料に、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細については、総務常任委員会にて説明させていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第14 議案第9号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第9号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部を改正するデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（宮城 豊総務課長 登壇）

○ 総務課長（宮城 豊） 議案第9号の補足説明をいたします。

現行の条例では、複写に関する手数料でカラーの明記がございませんでしたので、それぞれの規格において金額を明記してございます。

また、個人情報保護に関する法律施行令第5条第2項及び大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例第30号第2項の規定に基づく写しに関する手数料を明記してございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとなっております。

説明資料に、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細については、総務常任委員会にて説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第15 議案第10号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第10号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条中「大宜味村個人情報保護条例（平成17年条例第2号）第4条」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部を改正するデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第16 議案第11号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第11号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

大宜味村国民健康保険条例（昭和47年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2項、改正後の第6条1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の公布に伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容としましては、健康保険法施行令の一部改正に伴う本条例の改正で、現行の出産育児一時金に8万円上乘せするものであります。

説明資料に、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第17 議案第12号 大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長（友寄景善） 議案第12号 大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部を改正するデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定が令和5年4月1日に施行されることに伴い、大宜味村個人情報保護条例（平成17年条例第2号）を廃止し、本条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

(宮城 豊総務課長 登壇)

○ 総務課長（宮城 豊） 議案第12号の補足説明をいたします。

個人情報保護に関する法律に基づいて、個人情報を管理することになります。今回制定する条例は、法律で規律されていないことを本条例において規定するものでございます。

本条例の主な内容は、第1条（趣旨）では、個人情報保護に関する法律と行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項又は第31条第1項の一部の規定が適用されず、または読み替えて適用される場合も含むの施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

2条の(定義)では、村の機関とは村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会で、議会は除かれております。

3条に(個人情報取り扱い事務登録簿の備え付け)、第4条に(開示請求の手続)、第5条に(開示決定等の期限)、第6条では(開示請求に係る手数料)等を定めております。

なお附則において、第1条で、この条例は、令和5年4月1日から施行することとなっております。

2条では、大宜味村個人情報保護条例の廃止をうたっております。

第3条においては、旧条例の廃止に伴う個人情報保護に関する経過措置をうたっております。

詳細については、総務常任委員会にて説明させていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長(大城佐一) 休憩します。

(午前11時19分)

○ 議長(大城佐一) 再開します。

(午前11時19分)

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長(大城佐一) 日程第18 議案第13号 大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第13号 大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部を改正するデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第51条の規定が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長(大城佐一) 総務課長。

(宮城 豊総務課長 登壇)

○ 総務課長(宮城 豊) 議案第13号の補足説明をいたします。

本条例の主な内容は、第3条(定義)では、第1号は諮問庁、第2号は公文書、第3号は保有個人情報という言葉の定義をうたっております。

第4条では（所掌事務）、第5条では（組織）をうたっております。

附則において、第1条施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行することとなっております。

2条では、情報公開条例の一部改正による旧審査会の廃止に伴う経過措置をうたっております。

第3条では、情報公開の一部改正による大宜味村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の廃止に伴う経過措置をうたっております。

詳細については、総務常任委員会にて説明させていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第19 議案第14号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第14号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）

令和4年度大宜味村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,040万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,020万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

（一時借入金の補正）

第5条 一時借入金の借入れの最高額に5億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を15億円とする。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時24分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

（佐久川紀亮財務課長 登壇）

○ 財務課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから補正予算の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、5,040万4,000円の減額補正となっております。

歳入については、主な款で概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

1款村税113万6,000円の減額ですが、主に固定資産税の減によるものとなっております。

3款から8款の各交付金の増減については、県の見込み額通知によるものとなっております。

10款地方交付税3,562万9,000円の増額ですが、普通交付税の増によるものです。

予算書の2ページをお開きください。

14款国庫支出金2,779万4,000円の減額については、主に子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものとなっております。

15款県支出金1億2,202万9,000円の減額については、主に新規就農一貫支援事業、災害に強い栽培施設の整備事業、社会資本整備総合交付金等によるものとなっております。

17款寄附金1億3,410万円の増額については、むらづくり応援寄附金によるものとなっております。

18款繰入金5,410万円の増額ですが、主に財政調整基金によるものです。

予算書の3ページをお開きください。

21款村債1億2,050万円の減額ですが、主に新庁舎整備事業によるものです。

以上が歳入の概要となっております。

続きまして、歳出の概要を説明いたします。予算書の4ページをお開きください。

1款から次のページの10款まで実績あるいは実績見込みによる減額となっております。

予算書の5ページをお願いします。

11款災害復旧費335万7,000円の増額ですが、主に農道災害復旧工事によるものです。

12款公債費197万8,000円の減額については、一時借入金の利子の減によるものとなっております。

13款諸支出金1億2,163万9,000円の増額ですが、主に結い基金費によるものです。

予算書の6ページをお願いします。

14款予備費1億1,474万9,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要となっております。

7ページから8ページには第2表繰越明許費補正、9ページには第3表債務負担行為補正、10ページには第4表地方債補正を記載しております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第20 議案第15号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第15号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
令和4年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,879万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

内容については、歳入で5款県支出金81万2,000円の減、8款繰入金87万1,000円の増となっております。歳出については、主に実績見込によるもので、1款総務費225万3,000円の減、6款保健事業費428万9,000円の減、予備費で677万円の増となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほどよろしく願います。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第21 議案第16号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第16号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
令和4年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,689万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる費用は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としましては、主に歳入で4款繰入金150万円の減額、7款村債30万円の減額となっております。

歳出で1款簡易水道総務費237万8,000円の減額については、備品購入費153万4,000円の減額など、実績に伴う減額、4款予備費50万8,000円の増額補正となっております。

以上が歳入歳出の主な内容です。

また、3ページには第2表繰越明許費、4ページには第3表地方債補正を記載しています。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第22 議案第17号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第17号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）令和4年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,824万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、歳入で6款村債10万円の減額、歳出で主に1款公共下水道事業総務費の修繕費118万5,000円の減額、4款予備費115万5,000円の増額補正となっております。

以上が歳入歳出の主な内容です。

また、3ページには第2表地方債補正を記載しています。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時35分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前11時36分）

◎議案第18号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第23 議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算

令和5年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億3,647万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明は、担当課長のほうから説明させていただきます。

- 議長（大城佐一） 財務課長。

（佐久川紀亮財務課長 登壇）

- 財務課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから予算の概要を説明いたします。

予算総額は41億3,647万5,000円で、前年度予算額50億9,095万9,000円に対し、9億5,448万4,000円の減額で対前年度比18.7%の減となっております。

歳入について主な款で説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、9億6,551万6,000円で、対前年度1億5,049万8,000円の増額となっております。主に国有資産等所在市町村交付金及び納付金の増によるものとなっております。

予算書の2ページをお開きください。

10款地方交付税ですが、11億8,000万円で、対前年度6,500万円の減額となっております。

14款国庫支出金については、4億2,999万6,000円で、対前年度1億6,104万9,000円の増額となっております。主に土木費国庫負担金の増によるものとなっております。

15款県支出金ですが、3億9,936万9,000円で、対前年度2億4,273万1,000円の減額となっております。主に農林水産業費県補助金及び土木費県補助金の減によるものとなっております。

予算書の3ページをお開きください。

17款寄附金については、大宜味村むらづくり応援寄附金として1億9,890万円計上しております。

18款繰入金ですが、2億3,018万5,000円で、対前年度2億8,321万6,000円の減額となっております。主に財政調整基金繰入金の減によるものとなっております。

19款繰越金については、9,000万円を計上しております。

20款諸収入ですが、7,817万4,000円で、対前年度56万1,000円の増額となっております。

21款村債ですが、3億7,930万円で、対前年度6億9,280万円の減額となっております。主に新庁舎整備事業によるものとなっております。

以上で歳入のほうの説明は終わります。

続きまして、歳出について主な款で説明いたします。予算書5ページをお願いします。

2款総務費ですが、6億3,007万4,000円で、対前年度10億7,268万9,000円の減額となっております。主に新庁舎整備事業の減によるものとなっております。

3款民生費については、5億8,815万6,000円で、対前年度1,722万3,000円の増額となっております。主に老人福祉費及び支援費の増によるものとなっております。

4款衛生費については、3億6,970万5,000円で、対前年度4,062万円の増額となっております。主に塵芥処理費の増によるものとなっております。

6款農林水産業費については、2億9,469万5,000円で、対前年度7,799万3,000円の減額となっております。主に農業振興費の減によるものとなっております。

予算書の6ページをお開きください。

7款商工費については、2億4,248万8,000円で、対前年度1,076万7,000円の増額となっております。主に観光費及び企業支援施設費の増によるものとなっております。

8款土木費ですが、5億4,562万2,000円で、対前年度7,220万3,000円の増額となっております。主に河川維持費及び住宅建設費の増によるものとなっております。

9款消防費ですが、1億4,549万8,000円で、対前年度541万2,000円の増額となっております。

10款教育費については、4億5,471万8,000円で、対前年度960万9,000円の増額となっております。主に認定こども園費及び学校給食費の増によるものとなっております。

予算書の7ページをお開きください。

12款公債費ですが、5億428万円で、対前年度882万1,000円の減額となっております。

14款予備費については、2,697万8,000円を計上しております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、8ページに第2表地方債を記載しておりますので御参照ください。

また、9ページから189ページに事項別明細書、190ページから198ページに給与費明細書、199ページに債務負担行為の支出予定額に関する調書、200ページには地方債の現在高調書を載せておりますので御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第24 議案第19号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第19号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
令和5年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,602万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

（宮城 敦住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 敦） それでは議案第19号について補足説明させていただきます。

予算総額はそれぞれ5億3,602万6,000円で、対前年度6,395万9,000円の増額、前年度比13.5%の増となっております。

歳入について主な款で説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1款国民健康保険税ですが、6,186万8,000円で、対前年度47万円の減となっております。主に一般被保険者国民健康保険税の減によるものです。

5款県支出金ですが、4億1,395万円で、対前年度5,332万4,000円の増となっております。主に保険給付費等交付金の増によるものです。

8款繰入金ですが、5,004万6,000円で、対前年度121万3,000円の増となっております。主に財政安定化支援事業繰入金の増によるものです。

次に歳出について主な款で説明いたします。予算書3ページをお開きください。

2款保険給付費ですが、3億7,932万5,000円で、対前年度5,633万7,000円の増となっております。主に一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増によるものです。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、1億2,784万9,000円で、対前年度742万4,000円の増となっております。主に一般被保険者医療給付費分及び一般被保険者後期高齢者支援金等分の増によるものです。

10款予備費は、520万3,000円の計上となっております。

なお、詳細については、委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時49分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前11時49分）

◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第25 議案第20号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第20号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

令和5年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,901万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億6,100万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

（花田義徳建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（花田義徳） それでは私のほうで予算の概要を説明いたします。

予算総額は2億9,901万6,000円で、前年度予算額1億5,026万1,000円に対し、1億4,875万5,000円の

増額で、対前年度比99%の増となっております。

歳入について主な款で説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1,471万3,000円で、対前年度1,075万3,000円の増となっており、水道・下水道事業の公営企業移行に向けた公共下水道事業特別会計からの負担金の増によるものとなっております。

3款国庫支出金7,200万円で、対前年度7,199万9,000円の増額となっております。

4款繰入金4,706万9,000円で、対前年度311万9,000円の増額となっております。

7款村債8,880万円で、対前年度6,270万円の増額となっております。

3款と7款共に、主に国庫補助事業によるものとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

次に歳出について主な款で説明いたします。予算書2ページをお開きください。

1款簡易水道総務費1億5,008万6,000円で、対前年度4,257万5,000円の増額となっております。主に光熱水費462万円の増額、修繕費1,178万9,000円の増額、単独事業委託費の2,232万円の増額、単独事業工事請負費471万3,000円の増額となっております。

2款簡易水道事業費1億1,100万8,000円で、対前年度1億1,099万6,000円の増額となっており、国庫補助事業による増額となっております。

3款公債費3,736万4,000円で、対前年度496万5,000円の減となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、3ページに第2表地方債を記載しておりますので御参照ください。

また、4ページから14ページに事項別明細書、15ページから22ページに給与費明細書、23ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書、24ページには地方債の現在高調書を記載しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほうよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前11時55分)

○ 議長（大城佐一） 再開します。

(午前11時55分)

◎議案第21号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第26 議案第21号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長（友寄景善） 議案第21号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算
令和5年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,453万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,470万円と定める。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長(大城佐一) 建設環境課長。

(花田義徳建設環境課長 登壇)

○ 建設環境課長(花田義徳) それでは私のほうで予算の概要を説明いたします。

予算総額は5,453万2,000円で、前年度予算額3,625万7,000円に対し、1,827万5,000円の増額で、対前年度比50.4%の増となっております。

歳入について主な款で御説明いたします。予算書1ページをお開きください。

3款繰入金3,433万9,000円で、対前年度706万7,000円の増額となっております。

6款村債1,470万円で、対前年度1,080万円の増額となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして主な款で説明いたします。予算書2ページをお開きください。

1款公共下水道事業総務費5,037万8,000円で、対前年度1,963万9,000円の増額で、主な要因としては、修繕費603万5,000円の増、下水道事業の公営企業化移行に向けた簡易水道特別会計の負担金1,075万4,000円の増額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、3ページに第2表地方債を掲載しておりますので御参照ください。

また、14ページに地方債の現在高調書等を記載しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほうよろしくお願ひします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第22号の上程、説明

○ 議長(大城佐一) 日程第27 議案第22号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第22号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,644万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長(大城佐一) 住民福祉課長。

(宮城 敦 住民福祉課長 登壇)

○ 住民福祉課長(宮城 敦) それでは議案第22号について補足説明させていただきます。

予算総額はそれぞれ3,644万8,000円、対前年度80万2,000円の減額で、対前年度比は2.2%の減となっております。

それでは歳入について主な款で説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、2,146万3,000円で、対前年度22万3,000円の減となっております。主に特別徴収保険料の減によるものです。

次に歳出について主な款で説明いたします。予算書2ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、3,594万7,000円で、対前年度44万6,000円の減となっております。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

○ 議長(大城佐一) 日程第28 議案第23号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第23号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水事業所数 2戸

(2) 年間総給水量 1万4,640m³

(3) 一日平均給水量 40m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 496万9,000円

第1項 営業収益 58万7,000円

第2項 営業外収益 438万円

第3項 特別利益 2,000円

支出

第1款 工業用水道事業費用 365万3,000円

第1項 営業費用 354万9,000円

第2項 営業外費用 4,000円

第3項 予備費 10万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第2款 資本的収入 5,000円

第1項 企業債 1,000円

第2項 補助金 2,000円

第3項 諸資本収入 2,000円

支出

第2款 資本的支出 4,000円

第1項 建設改良費 2,000円

第2項 企業債償還金 1,000円

第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、252万6,000円である。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第29 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長（友寄景善） 報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項である和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

報告第2号、和解及び対物賠償額の決定については、損害賠償額は全額保険で対応しております。
なお、別紙の専決処分書に詳細が記載されていますので御参照ください。

- 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第30 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 報告第3号 専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項
について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

報告第3号は、大宜味村新庁舎建設電気設備工事の最終の変更契約でございます。

なお、別紙の専決処分書に詳細が記載されていますので御参照ください。

- 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第31 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 報告第4号 専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項
について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月10日提出

大宜味村長 友寄景善

報告第4号は、大宜味村新庁舎建設機械設備工事の最終の変更契約でございます。

なお、別紙の専決処分書に詳細が記載されていますので御参照ください。

- 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第5号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第32 報告第5号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算
の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 報告第5号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告につ
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

令和5年3月10日提出
大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 0時10分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午後 0時10分）

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 0時10分）

令和5年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和5年3月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和5年3月15日 午前10時00分)

散 会 (令和5年3月15日 午後4時15分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	米 須 邦 雄
総 務 課 長	宮 城 豊	教 育 課 長	真喜志 亮
財 務 課 長	佐久川 紀 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	監 査 事 務 局 長	新 城 寛
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	宮 城 豊
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	知 念 和 史		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 宮 城 貢 議員

- 議長（大城佐一） 初めに1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。
○ 1番（宮城 貢） では、一般質問に行きます。

質問事項としましては、村行政全般について。3点あります。

①令和4年度の行政運営、大宜味村重点事業進捗状況について伺います。新庁舎整備事業は順調に進んでいますか。村長の任期は、建設途中の10月からですが、事業の成果や課題についてどのように考え、新庁舎建設事業を推進した前村長・前副村長・担当者についてはどう労に報いますか。

②結の浜スポーツ拠点整備事業の結の浜海浜整備は北部振興策にエントリーしていますが、現在までの感触はいかがですか。北部振興策を推進するにあたり予算の分取り合戦になります。前村長は、北部市町村振興会長でしたが、北部市町村会の他市町村長との信頼関係はいかがですか。

③福祉拠点施設整備事業の基本計画の策定、及び北部振興策（国庫補助事業採択）の状況はいかがですか。今後のスケジュールを伺います。村長は、この事業について議員時代に一般質問を3回されています。『補助金がなくても住民、関係機関を巻き込み整備検討委員会を立ち上げてほしい』と発言しているが、村長の意気込みを伺います。

質問事項2項目目、バナメイエビ養殖事業裁判について。

①バナメイエビ養殖事業裁判は現在、どう推移していますか。裁判原告側より行政事務手続き違反で訴えられているが、大宜味村はどう応訴していますか。商法・民事訴訟法だと聞いています。裁判所が大宜味村の主張を認めると100%大宜味村の勝ちです。逆にこれまでの損害に対し原告側を裁判で訴えることもできます。和解の話はおかしくないですか。

質問事項3番目、直近10年間の補助金返還について。①令和5年度、行政運営全般について、12月定例議会一般質問で他の議員からコンプライアンスとガバナンスについての質問があり、3月発行の議会だよりでは『本村は補助金返還の話が多い・補助金認定も遅いとの行政への意見がありました。そこで、ここ10年間で補助金を返還した事業名等を教えてください。』

- 議長（大城佐一） 村長。
(友寄景善村長 登壇)

- 村長（友寄景善） お答えします。

①の新庁舎整備については、5月8日の供用開始に向け作業を進めているところでございます。

庁舎整備につきましては、前村長を先頭に組織体制を強固にして事業を進められたことに対し、感謝

申し上げたいと思います。特に村長の片腕となる副村長の存在は大変大きかったのではないかと思います。新庁舎整備事業だけでなく、他の事業を推進するに際しても副村長の存在は大変大きく、その功績に対し敬意を表するとともに副村長ポストの重要性と必要性を痛感しているところです。

②についてお答えします。北部振興事業へのエントリーについては、北部広域市町村圏事務組合幹事会、副長会、理事会の調整において、令和4年度から令和8年度までの事業配分に組み込まれており、現在、海浜整備事業について補助申請業務に努めているところです。

北部市町村会の他市町村長との信頼関係についてですが、やんばるはひとつ（ていーち）との思いで、それぞれの市町村長は互いに良好な信頼関係が構築されているものと認識しております。

③の福祉拠点整備基本計画につきましては、令和4年12月に策定を終えております。補助金の採択につきましては、令和5年度において、基本計画に基づき補助金の採択、財源の確保に取り組んでまいります。

意気込みについて、お答えします。総合福祉センターの整備は、かねてから村民が望んできた事業であり、村の計画に位置付けられておりましたが、補助メニューがなくなかなか実行に移せない事業でありました。今年度ようやく基本計画が策定されたことから、その実現に向け鋭意取り組んでまいりたいと思います。

次、バナメイエビ養殖事業裁判についてですが、現在係争中の裁判は民事裁判であります。和解の件については、現時点では一切考えておりません。

次、補助金返還についてですが、平成29年度、漁港再生支援事業、返還額は198万1,745円と、平成29年度に沖縄振興特別推進市町村交付金事業のH29大川川浴川橋橋梁架け替え及び護岸改修工事でP C桁の運搬費等の積算が過大となっていたため、462万3,000円を返還しております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村政全般についての①の件、前村長、前副村長に対してのねぎらいの感謝の言葉、大変ありがとうございました。

③の厚生労働省の関連では予算は厳しいというふうに聞いております。総額いかほどの金額を予定しているの事業か伺います。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） 宮城議員の質問にお答えします。

実は、この基本計画の中には3案挙げられておまして、この基本計画の中のA案につきましては、一部改築、既存の学校の施設を少し残して一部新築という形の状況になりますが、この予算としまして、今積算上がってきているもので20億7,960万5,000円ですね。B案につきましては、全新築という形になりますが、これにつきましては22億3,779万7,000円という積算が上がっております。既存の施設をそのまま使う際に、一部その改修工事がかかると思います。エレベーター設置とかですね、そういったところも含めて検討しておまして、それにつきましては14億1,060万9,000円という積算が上がってきております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、バナメイエビ養殖事業の裁判について。裁判中でも全てが答えられないわけではないと思います。今、原告のほうは行政事務手続違反で訴えているが、大宜味村はどう応訴していますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

大宜味村としては、行政手続のものではなくて、民事裁判として応訴に対応しているところです。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、裁判所はどのように裁判を進めていますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今は、判決前の準備段階ということで準備書面でのやり取り、今、第8回目を迎えて、今度4月に第9回目を迎えるということで、まだその内容についてはまとまっているところではなくて、今後、裁判官がその内容を、これまでだということが認めることになれば判決という手順になるということになっています。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 裁判所の進め方としては、原告、被告のどのように主張しているかをまとめていると思います。大宜味村の主張はずっと民事でということによろしいですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） はい、そうです。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では相手のほうは行政事務手続違反で、この1点だけで裁判を進めていますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

これも二転三転という形になりそうですが、全てが行政手続ではないような形になってきているものと捉えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 裁判の進行がちょっと遅い感じがします。相手のほうが、原告が時間稼ぎをしているなら、塩屋小学校跡地の現状は最悪です。村側から相手を訴えることができますか、どうですか。村長のほうで答えをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 現在、係争中の裁判の状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村長の先ほどの答えの中で、和解はという話がありました。当選後の新聞に相手側と話し合っただけの和解の話がありました。12月定例会の私の質問によっても業者側と話し合っただけの解決策を模索したいという村長の返答があります。もう1点、相手側と話し合っただけと、相手原告とどう話し合っていますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） この発言につきましては、私、当選直後の、当選翌日の新聞社のインタビューに答えたもので、村長就任する前の思い、考え方を述べたものでありまして、現在村長に就任し、被告となっておりますので、裁判に影響を及ぼすおそれがありますので発言は控えるべきだと考えております。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） では、相手原告側との接触はないんですか。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） お答えします。

私からの相手側に直接の接触はございません。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 役場のほうに相手側からの連絡等は裁判以外でございませんか。
- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

原告側と会ったのは、裁判の準備書面の最初のときだけです。あとは1回も会ったことありませんし、連絡もありません。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 次の質問に行きます。3点ほど大きな項目になりますので、時間が少々なります。進めます。

令和5年度行政運営全般、コンプライアンス、ガバナンス、補助金認定について3点伺います。12月議会では法を犯す犯罪とのキーワードもありましたので、質疑応答の中で出てきます。新規就農育成総合対策、不透明な村行政との農業委員会、耕作放棄地協議会の問題、補助金返還のあった沖縄県漁業再生事業について、3点質問いたします。内容が前後するかもしれませんが、行政運営全般についてですので、お答えをお願いします。

まず、沖縄県漁業再生支援事業、この件は大宜味村在住の羽地漁協組合からの要望です。行政指導、監督者の立場の大宜味村に現在の羽地漁協の現状を知ってもらい、今後の漁業運営について御指導いただきたいとのことです。ここ10年組合内で変化が起り、補助金返還の問題が起りました。真相究明のため調査することになり、調査費用に時給3,000円、総額1,200万円を支出しました。昨年末より2,000万円の支払いが発生し、財政的に貧弱な団体にとって死活問題です。このことを村行政、一般村民に知らせてくれとのことです。調査報告書は大宜味村に提出されていると思いますが、認識されていますか。そのことをお答えをお願いします。

- 議長（大城佐一） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大嶺 実） 宮城 貢議員の質問にお答えします。

漁港再生支援事業の返還198万円余りですけれども、これは平成24年から28年、4年間に関わる事業で平成30年3月8日に自主返納ということで返納しています。まず、この漁港再生支援事業の目的は、漁業の再生を図るため大切な地域資源である漁場の生産向上を図るため、創意工夫を図るための支援事業なんです。今、貢議員が言ったように調査報告がありますかということがありますがけれども、調査報告はちゃんと報告があります。調査費用は2,000万円とか費用がかかったと言っておりますけれども、その費用に対して村からの持ち出しというのは一切ありません。以上です。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 役場のほうにこの調査報告書なり、その関係の公文書があるということですね。
- 議長（大城佐一） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大嶺 実） はい、あります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） そういう記録は歴史の中で生きてきます。過去の事例が正しかったのか、検証できます。この件は公開というか、公開請求。議会で公開請求すればできると思いますので、よろしくをお願いします。

村長に伺います。村のほうで大学教授とかいろいろな方たちを講師に迎えるときに、報酬ですよ、たしか日当的に言っても1万円とか1万5,000円だと思います。実は、僕もこのことを知ったときにはびっくりしました。時給3,000円ですよ。調査に1,200万円の支出ですよ。社会通念上おかしくないですか。このことにお答えをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） この調査費用につきましては、役場が支払ったものではありませんので、お答えできません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） このことについては、広く村民のほうに、つまり情報公開なんですよ。やっぱりいろんなことが確かにコンプライアンス的に大丈夫ということでも、それは情報公開されて、組合の人たちにこのことは知らされてやっているんだったらいいんですが、ただコンプライアンス的に正しいとかという話でもないと思います。では、次の質問に入ります。

農業委員会耕作放棄地協議会の事業についてです。外郭団体の耕作放棄地協議会は現在どのようになっていますか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 現在もその活動をしております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 確かに今年度の村長の施策の中にもこの事業についてのことがありましたので、じゃあ現在進行中ですね。この協議会が立ち上がっているときからの公文書はどこにありますか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

農業委員会にあると思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） このことは平成26年あたり、議長であります大城佐一議員のほうで質疑等もあります。この件について、ぜひとも内容を議会で吟味できるように。今どうなんですかね。どのような事業だったのかは。これは村長の政策の中にもあります。どのような事業だったんですか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 耕作放棄地再生緊急対策事業というのは、荒廃した耕作放棄地を作付けするために、土壌を改良したり支援するために、そういった事業が主な事業なんですよ。この事業の目的は、以上です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） どれほどの事業というか、年間予算ですね、これは国、県からの事業だと思います。今年度も村長のほうでそういうふうにこの事業の件で話されています。これから予算の件も話が出ますが、ここ10年ばかり事業はやっていますけれども、どれほどの予算の事業だったのかお答えお願

いします。

(「いいです。進めます。後でみんな資料請求しますから」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 実は、この件を話したのは、土地を提供した人からの話ですと、当初の申請等は役場の人が代わりにやり、お金は1円ももらっていないと。土地を提供した方ですよ。そのような話が私のところに来ましたので、もしこの公金の扱い方を間違えると法律違反、犯罪になります。不透明な行政運営ではありませんか。できましたらどのような形かコンプライアンス委員会の立ち上げを、これは議長のほうでよろしいんですか。そのほうを研究してコンプライアンス委員会の立ち上げをお願いします。

○ 議長(大城佐一) 総務課長。

○ 総務課長(宮城 豊) コンプライアンス委員会に関しては、全般的に統括しているのは総務課だと思いますので、必要に応じて精査して、この件に関してだけではなくて、総合的にそういうコンプライアンス委員会が必要ということであるのであれば、検討させていただきたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) これまで大宜味村でコンプライアンス委員会は開かれていますか。

○ 議長(大城佐一) 総務課長。

○ 総務課長(宮城 豊) 私が担当してからは、開いたことはございません。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) この件については、資料関係の開示を求め、この件でコンプライアンス委員会は総務課の担当だということであれば、またそこに働きかけをしていきたいと思っています。このことについて資料をやり次第、6月、9月と定例会一般質問があります。テーマとして取り上げていきたいと思っております。

3点目、新規農業者育成総合対策について伺います。この申請関係の制限というのはございますか。

○ 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) 通告にはないですよ、今の内容は。でも一応お答えします。

新規就農は、予算にもあるとおり、年間1人150万円を上限に交付しております。今回の令和5年度は、たしか令和2年、3年の継続分を合わせると7名か8名いたと思いますけれども、令和4年以前は最大5年間の交付ができますけれども、令和4年以降からは最大3年間の交付、150万円ですか、交付して農業の支援をさせていただいております。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 伺います。

申請者が申請時と年度の途中、申請内容が変わったらどのようになりますか。

○ 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) まずですね、この支援は、やはり農家のための支援の事業なものですから、まず経営計画、将来5年間で農業所得がたしか175万円だったと思っております。それを達成できるかということを年に2回ぐらい担当者を交えて経営計画をチェックして、また現場を確認してやります。途中にこういった計画どおりいっていないのであれば、おそらくこれは認

められないということになる可能性がありますけれども、今までの実績からすると、途中で取りやめというのはなかったと私は思っております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） その確認するのは誰がやりますか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） もちろん担当の、うちの農政係と課長もそうですけれども、農業委員会もいろいろ交えて確認します。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） ちょっと時間が、質問がまだあるというか、このテーマについては随時また議員の調査活動、あと役場のほうのよく言うコンプライアンスが大事というのは議会でも議員として大事だと思っていますので、この件はそのまま進めていこうと思っています。

最後になります。人生の先輩に聞かされたことがあります。「市長選挙の当選後、支援者だった人が利害関係者として現れる。補助金等の申請に便宜供与を求めてくる。役場職員に対し、囲い込みを行って支配しようとする。この行為は地位を利用した常套手段だ」ということです。時間があります。もう一度、「市長選挙の当選後、支援者だった人が利害関係者として現れる。補助金等の申請に便宜供与を求めてくる。役場職員に対し、囲い込みを行って支配しようとする。この行為は地位を利用した常套手段だ」とのことで私は先輩のほうから聞かされております。以上で終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で1番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に3番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） それでは質問に入りたいと思います。

まず1、不登校児童生徒の現状と対応についてを質問事項にしたいと思います。

不登校問題が全国的な課題になっており、令和2年度の文部科学省による調査では、日本の小中学校において、不登校児童生徒を含む長期欠席者の数が過去最多である約29万人によることが明らかになりました。そのうち、不登校児童生徒約20万人であり、不登校児童生徒数は8年連続で増加し、過去最多となっております。その要因は多岐にわたり、中でも大きな課題として捉えていることが、どの機関ともつながっておらず相談や支援を受けていない子が3割以上いることです。

沖縄県内の不登校5,286人、791人増、人口比で全国を超え、小中高でいずれも増加、(21年度調査)状況となっており、学校教育の喫緊の課題となっています。平成28年度に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)が公布・施行されたことなどにより、学びの機会を多様にし、一人一人が学びの場を提供することが求められています。そのような中、小中学生の長期欠席や不登校が異例に激増し、いったい何が起きているのでしょうか。児童生徒は未来を創る宝です。一人ひとりが大切な宝です。その大事な児童生徒が誰一人取り残されないための不登校対策が必要であると考えます。

大宜味小中学校でも過去・現在において、長期欠席や不登校といった課題が同じようにあると聞きます。教育委員会及び学校における不登校対策をどのように取り組んでいるのか伺います。

①不登校の児童生徒が学校に行けない理由は人によって様々だと思うが、数年間の不登校者数や原因

等はどうなっているか。

②沖縄県教育庁からの不登校児童生徒への支援の手引き書には、児童生徒が不登校にならない「未然防止」の取り組み、不登校の予兆を見逃さない「初期対応」、不登校児童生徒への「自立支援」の取り組みなどについてまとめられております。すべての児童生徒が笑顔で登校できる学校作りを「チーム学校」で進めていきたいと思いますとあるが、積極的な対応がなされているのか。

次、2、不登校児童生徒などに対する教育機会の確保について。

①不登校の子供が学校で学びたくても学べない児童生徒に対し、遠隔・オンライン教育等の活用ができないか。

②教室に行きたくても行けない児童が安心できる居場所の確保と個別の学習機会の支援はできないか。

次、3、不登校児童生徒や保護者への支援について。

①不登校の子がいる家庭は、保護者が仕事を辞めるなどして経済的に困難な状況に追い込まれることも少なくなく、保護者の精神的負担も大きいことから、保護者へのサポートも同時に進める必要があると思うがどうか。

②不登校児童生徒が誰ともつながらない状態を放置することは、生涯にわたる引きこもりなどにつながりやすいと言われており、問題が小さいうちに社会が確実に手を差し伸べることが大事と考えるがいかがか。教育長、よろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

まず、1の①ですが、本村での不登校の現状としましては、令和2年度で小学校7名、中学校7名、令和3年度、小学校7名、中学校6名、令和4年度、小学校8名、中学校7名となっています。はっきりしたとした原因については分かりかねますが、例えば「保護者の教育に関する考え方」であるとか、「心理的、情緒的」なことではないかと考えております。

それから②についてですが、気になる児童生徒については、学校内で設置している生徒指導推進委員会で、児童生徒への対応を含め話合いがされているところで、教職員と専門知識を持つ各種機関、支援員等と連携・協働を図りながら対応を行っているところです。

2の①ですが、遠隔授業については、コロナ禍の際に保護者の要望等もあり、一部学年、児童については行ったこともあります。原則的には、不登校の児童に対する対応としては、別室登校を推奨していきたいと考えています。しかしながら、学習意欲があっても、学校に来れない児童等に対応する手段として、遠隔授業も有効なものだとは一応は考えております。

②ですが、教室に入れない児童については、保健室や相談室、児童が安心できる居場所を確保し、学習支援員等を活用して個別の学習支援を行っております。

それから3の①ですが、児童生徒が不登校になることで不安や焦りを感じている保護者へのサポートとして、県から派遣されているスクールカウンセラーや村の教育相談委員、地域支援員等の活用を図り取り組めたらと思っております。

それから②のほうですが、議員が御指摘のとおり問題が大きくなる前に、早期発見、早期対応を組織的に行うことが大事だと考えております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番(大城邦彦) 1の不登校児童生徒の現状について、7名とは数からして少ないようですが、全体からすれば小学校で7名、中学校も7名、ほとんどこの状況に来ているんですが、過去何十年前からそういう子供たちが常にいる。今ここに役場の職員の同期でもいるんじゃないかなと思うぐらい、昔は親がメーゴサーカーしてでも学校へ行かせたんですが、そういうことができない。今はもう多様性のある時代なので、この件に関しては非常に難しい問題じゃないかなと考えております。それでいろいろ出してきておりますので読み上げたいと思います。

教育機会確保法というものは、学校復帰を大前提としていた従来の不登校対策を転換して、学校外で多様で適切な学習活動の重要性を指摘、不登校児童生徒の無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため、子供たちの休養の必要性を認めた。こうしたことを踏まえ、国や自治体が子供の状況を継続的に把握し、子供とその親には学校外施設など様々な情報提供をするよう求めているという、そういう法律ができております。また、学校においては、校長をはじめ、養護教諭、担任などで一生懸命対応されていることに対しては非常に感謝しております。しかし、不登校と一言言っても様々な背景で要因があり、何か一つの手を打てば全て不登校児童生徒に効果が出るようなわけではないと思います。現に長期休暇や不登校の児童生徒がおり、ぜひ今以上に子供に寄り添った対策をお願いしたいと思っております。

次の2の不登校児童生徒の支援の手引き書について、これが沖縄県から不登校児童生徒の手引き等ということで出ておりますので、これをちょっと、私も教育の専門ではないんですが、実は孫がそういう事情がありまして、これを見る機会がありましたので、どういう内容かということで一度説明していきたいと思っております。この不登校児童生徒の支援の手引きの中に、1、2、3が中心になってあるんですが、まず1に、未然防止、魅力ある学校づくりでは、学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、積極的に登校したいと思うような日々の学校生活の充実で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくる居場所づくり、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくること、絆づくりのための場づくりが鍵であるとあります。2の初期対応、組織的な早期発見、早期対応では、不登校の予兆とは、1日2日と児童生徒が学校を休み始めることにほかなりません。休み始める児童生徒には何らかの要因を抱えていると考えられます。その要因を初期のアセスメントを通して的確に把握し、児童生徒の状況に応じた働きかけを行うことが大切です。また、毎月の欠席状況を養護教諭、校長、教頭、担任などで共有し、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的な支援が大切ですとあります。3に自立支援、学校外の施設と連携した支援体制。不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。学校や教育委員会が全ての手だてを講じる上で必要に応じ、学校外の施設である適応指導教室、教育支援センターやフリースクールなど、民間施設と連携など多様な教育機会を確保する必要がありますとあります。しかしながら、世間では行きたくないなら行かなくてもいいんじゃないか。そんな声も聞こえますが、それは家庭の経済的に学校教育の代替に対して自費で支出できること、そして地域で選択肢があること、その条件がそろった人にもみ許された選択肢である。以上の手引き書の内容であるが、不登校児童生徒が増え続けている現状から、不登校の未然防止や初期対応、自立支援など、あまり機能していないと思うが、その辺はもう一度聞きたいんですが、どうでしょうか。

○ 議長(大城佐一) 教育課長。

○ 教育課長(真喜志 亮) まず、先ほど未然防止という観点から、やはりこの未然防止というのは

必要なことでありまして、学校のほうでは毎月子供たちに対してアンケートを取ったり、あと中学校のほうでは定期的に相談窓口を設けて、先生が直に生徒の声を聞くという場を設けて、そういった初期対応、未然防止のためのことをしているところです。また、やはり先生方がそういった予兆を見逃さないためにはその辺の研修というものも、先生方のスキルを上げていくことも必要だと思いますので、その辺の研修は必要なのかなと思っております。また、学校側への施設に関しては大宜味でもフリースクールというものがありますけれども、確かに先ほど答弁の中で、小学校7名だとか中学校7名だとか、不登校児童生徒がいるということだったんですけれども、その中でも半数がフリースクールに通っている状況です。ただフリースクールといっても、やはり学校との関係性がまだ築けていないフリースクールがあってですね、出席扱いができないとかその辺の問題がありまして、やはり教育委員会、学校側も村内にあるフリースクールに働きかけて、情報交換とかというのを持ちかけているところではあるんですけれども、なかなかそこがまだ実現に至っていないということもありますので、そこはまた粘り強くその辺は行っていききたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） それじゃあ、次の2の不登校児童に対する教育機会の確保等についてということで行きたいと思います。①です。不登校児童生徒で、特に小学校高学年、中学生ではiPadですかね、一人ずつ配置されているようですので、自宅でオンライン授業を受けられる体制づくりも必要と考えます。Wi-Fi環境については公費で対応できるように検討できないか。今、各家庭に配線されているようなレベルじゃなくても、ちょっとした移動できるようなWi-Fiをつなげてできるようなものがないのか、学校に行きたくても行けない。その辺は前向きに検討できないのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

今の宜味村の児童生徒の現状として、全く学校に来られないという児童生徒が今いないんですね。実際、別室登校、別室のほうで通えている子がいますので、やはり教育委員会としては極力学校の場になれていただきたい。別室でも登校できる子に関しては、やはり別室のほうに登校してもらって学習の機会を、学習の場を提供していきたいということもありますので、先ほどおっしゃったように、全く登校ができない児童生徒に関しては何かしらの、先ほどの遠隔授業、その辺のことも考えなければいけないということは認識していますけれども、今宜味村の現状としてはそういう段階ではないのかなということ考えております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） そういう対応できる可能性もあるということで課長からもありましたので、ぜひこの辺は検討を進めていただきたいと思います。

次に日本では不登校になると、今学校で言う公教育以外に行く場所が多少あっても、ほとんど行く場所がない我々の地域でもありますので、不登校率は日本での不登校率は全体の約2%と言われております。これは令和2年度文部科学省の調査によりますが、クラスに1人は不登校の子がいる割合ですと。逆に98%が公教育に依存していることが日本の教育の責務であり、その98%を100%にしようと取り組んでいるのが日本の教育現場の不登校対策ですと。この実態は、公教育に行けなくなると、教育を受ける権利が保障されない状態であるということができます。そのような子供たちの学びの場や学校以外に

行くことのできる場、体験活動ができる場をつくり、将来社会人材になってもらうという意義での活用が必要だと思っております。

実は、通告はしておりませんが、村長は元教育長でもありますので、答えられる範囲でお聞きしたいんですが、施政方針の中にもあります学校教育の充実の中で、子供たちが安心して学べる環境づくりを進め、社会の様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していきける生きる力の基盤となる確かな学力を身につけさせ、豊かな心と健やかな体を兼ね備えた知徳体、バランスの取れた子供を育む教育を推進し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学力向上に取り組んでまいります。その中で学校ICT支援員を引き続き配置し、学習支援ソフト導入、端末を活用した授業支援、持ち帰り学習に取り組み、ICT教育に努めてまいりますとあります。今こそ、不登校児童生徒へのICT支援事業、今教育課長からありましたが、対応する子供がないというんですが、もしかしたらあればもっと、学校に来ていても自宅でも、教室以外で学んでいる子供たちにも自宅でも教育できる機会があると思うんですが、この辺、村長、この件どうでしょうか。お答えできるのでしたらお答えいただきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員の今の質問に関しては、通告外ですのでよろしくお願ひしたいと思えます。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 次に同じく②のほうです。教室でできない児童ということで、現在、大宜味にも実際にいることなんですが、小学校低学年では保護者同伴でなければ学校へ行けない。また教室へ行けないなどがあり、その場合に保護者も一緒に安心して過ごせる教室がなく、大変心労しているようです。また不登校児童生徒の子供が過ごしやすいような居場所づくりが必要であると考えがどうか。実際に小学校1年生でおじいちゃんと、最近はお母さんと交替ずつ、学校に通って、一緒に椅子に座って授業を見ている姿は、もう本当に何と言ったらいいか。たまに教室に入れなくなって、ほかに行きたくても保健室や相談室、図書館など、休み時間になると子供たちがわーと入ってくるような、そういう個室がなく、おじいちゃんからも聞いたら大変心労しているということでもありますので、その辺はどうでしょうか。検討は何かできる可能性はありますでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） 確かに現在、別室登校というのが保健室、相談室、あと特別教室を活用しているところですが、令和5年度から特別教室が1減、特別支援学級が増えるものですから、別室登校の部屋が1つ減ってしまうということがあります。今の学校の中で別室で設けるということが施設的に厳しいのかなということを考えていますので、その辺は今後の課題なのかということで、明確な回答は出来かねますけれども、何かしらの考え、もっとその辺はそういった子が増えていく状況であれば、何かしら対策を講じなければいけないのかというふうには考えております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） よろしくお願ひします。

次、3の児童生徒や保護者への支援についてです。子供の不登校で仕事を辞めた。ある調査で不登校が貧困につながる可能性が明らかになっていると。例えば、これはアンケートの結果から出たようですが、正社員で年収400万円でしたが、今は半分以下です。学校外の選択肢を増やすためにはお金が必要だが、助成などもなく、全額負担するしかないという調査にこのような声が集まったようです。また、我が子が学校へ登校できなくなった保護者の気持ちは経験した本人にしか分からないことがあります。まず

は保護者の思いを受け止め、信頼関係を築いていくことが大切です。また保護者同士のつながりを促す校内保護者会などを持つ、保護者の不安軽減への手だてとなりますので、ぜひ子供や保護者、みんなで自分たちの子供だと思って見守ってほしいなと思います。

続きまして、3の②です。誰ともつながらない状態を放置するという内容の3のほうにありますが、児童生徒は未来を創る宝です。一人一人が大切な宝でございます。我々大宜味村憲章にも定義されている村是の「人材を以て資源と為す」を精神的に思惟として発展してきた誇り高い歴史と文化があります。これからの未来を担う、その大事な児童生徒を誰一人取り残さないための不登校対策が必要であると考えますが、教育長いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） これが非常に大事な点と認識しております。それで我々教育委員会は毎月1回、学校管理職会、研修会ということで教育委員会と、あとそれから学校の校長、教頭、また場合によってはそれに関係する教員とか、そういう形で月1回やっています。その中でいろんな情報交換をします。本当に細かい個人個人の、例えば中学校であれば気になる子はこういう子、具体的に名前も出しながら、そういう感じで、全て全体で共有しながらこの問題を解決していこうということで、今、そういう取組をしております。学校だけではなくて当然こども園がありますので、こども園の園長も一緒になっていますので、こども園から小学校へつなぎ、小学校は中学校につなぎという感じで、本当になんといいますか、こども園から中学校までという感じのつながりができるように。なおかつ、またお互いが共通認識を持てるような形でやっています。また、私個人的には毎朝校門で子供たちの表情を見ながら感じることは、やっぱり登校渋りとかがありますよね、そのときにはすぐ学校のほうで対応して、例えば支援員に来てもらって、校門から校内へ入れるとかそういう対応もしています。そういう中で日々積み重ねていくと子供たちの成長ぐあいが本当に見て取れると。例えば低学年のときに登校渋りだった子が高学年になると1人で行けるとか。そういう感じで非常に子供たちの成長を目の当たりにしていくのは、非常に大変大事なことだなと思っていますので、この辺は本当にさっき申しましたように、こども園から小中を含めて、関係者を含めて、共通認識を持った形で取り組んでいきたいと。一応、現在もやっている最中ですが、もう少し効果的な方法を考えながらやっていきたいと思っています。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 教育長、ぜひともよろしくお願ひします。今年の1月16日の新聞に、小倉少子化対策担当相から不登校対策も異次元を目指す、埼玉の学校を視察したということであります。そういうことで国も不登校が30万人と、私たちの将来、我々60歳以上になると年金の問題もありますが、子供が減って、学校も行きたいのに社会にも出られない引きこもりになると仕事をしない。そうしたらそういう国のいろんな面でも非常にマイナスだということで、国を挙げてこの不登校対策に、そして子供を一人でも多く増やしていこうという、国を挙げてやろうという現状にありますので、ぜひ我々大宜味村も頭数結構いますので、毎年ずっと続いているようなので、これ以上増えない。そしてみんなで見守って、私も気づかなかったんですが、義務教育というのは子供が義務じゃなく親の義務なんですよ。学校に必ず行かせないといけないという義務、しかし、子供は義務じゃないので、自分が行きたくない、行かなくてもいいというのは、自由だそうです。これを聞いて私は本当なのかなと。昔はメーゴーサーカーされて学校へ行っていた我々にしてみれば、そういうことで地域で学校へ行っていないでうろちょろしているという感覚があるんですが、実はそういう見方はおかしいと。今は多様性の時代になって、

学校へ行かないでもいいという、今私が言ったとおりなんです。ですから地域にいたら、何で学校に行かないとかじゃなくて、みんなで見守っていく姿勢が必要じゃないかなと。私この問題をいろいろ見て、非常に情けないなということで、どうにかしないといけないなという思いで今回取り上げましたので、ぜひとも、教育立村と言われてきた大宜味村でありますので、一人でも取り残さないで、みんなが社会に、大宜味村の人材として社会に羽ばたけるような教育行政を担ってほしいと思ひまして、これで質問を終わりたいと思ひます。

○ 議長（大城佐一） 以上で3番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 大 山 美 佐 子 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に4番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 質問いたします。

喜如嘉第1バス停について。令和元年6月定例議会でもバス停設置を質問しました。そのときは写真も提示しました。あれから5年、何の進展もなく現在に至っています。

現在の喜如嘉第1バス停は、父兄が作った長椅子は腐敗しており、誰が見ても、とてもみすぼらしく感じられます。

平成30年まではバス停があり、上屋根の劣化で大変危険であった為、区長の要請で村は撤去しています。当時は台風が多かった時期で、トタンみたいな屋根がぼったんぼったんしていて、それで撤去させてもらいました。

バス停が元々あった場所なのに、なぜ再度設置は難しいのか。村は、「早急な措置が必要で、できるだけ早い時期に対応したい」と答弁していましたが、再度、村としてのお考えを伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

この件に関しましては、他の議員からも何度も質問をいただいております。

議員おっしゃるように、喜如嘉のバス停には待合所がない状況です。今後はバス協会と協議し、また、予算との兼ね合いもあるので財政と調整して、設置できるよう努力してまいりたいと思ひます。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 1月から2月にかけて、この2か月以内のことですが、バスを待っていたら、出た後なのか約1時間待った、すごく寒い日が続いたのに50分以上バス停で待った。また、通り雨なのか急に降る雨にぬれた。バスがまだ見えないので改善センター内で待っていて、バスが見えたので手を挙げていったんですけども、目の前を通り過ぎた。このような苦情が数多くこの2か月で聞こえました。

また、今スクールバスの件ですが、今は改善センター内で乗っています。出勤時と重なり車は多いです。道路を横断して渡るのですが、幸いに交通見守りを老人会と駐在が行っています。横断歩道を渡る時、交通整理に世話人がいないと大変なことになると思ひました。

また、バス停の長椅子は今は使われていないと思ひますが、板の腐敗がひどく、長く立っているのがつらい方が間違っ座ってしまったら、すぐに折れそうで大変なことになりかねません。改善センター内の行事というのか、あのコロナの予防接種などが終わってバス停に立っている人の姿も見られるの

がとてもつらいです。なぜかといいますと、バスが本当に約1時間ぐらいに、出た後になると1時間ぐらいで来ますので、バスを長い間立って待つというのも本当につらそうです。私たち区の代議員会でもバス停の件はたびたび取り出されました。当時の成人会長が、成人会で作ってみようかという意気込みはありましたが、実施しないまでにこの会長が終わってしまって、話で終わったこともあります。そのような苦情の多い声に対して、再度、村の考えを伺います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

ただいま議員がおっしゃった件ですけれども、先ほど村長が答弁した設置に向けて努力するということころは間違いはないんですが、これはあくまでもバスを利用する人たちの観点からそこを設置に向けて努力したほうが良いという見解です。基本道路管理者が今は設置することができるということで、国道沿いは全て北部国道事務所が今やっていると聞いております。先ほど、以前私も教育委員会にて教育課長もしておりましたので、子供たちのスクールバスの観点からそこに設置してくださいよというところは、少し村長からつくりましょうという努力のところとは少し乖離しているのかなという部分があります。なぜかという、喜如嘉の子供たちだけじゃないんですよ、スクールバスで雨が降るとか横断するとかですね。じゃあそうして、議員がおっしゃるように子供たちのスクールバス待合所を全部つくってくれといったら、これは多分不可能に近いと思います。私も答弁したことがありますけれども、現況でスクールバスは対応していただきたいと。

喜如嘉の場合はそういういろいろなことがあったので、改善センターを利用して、そこのほうでの乗り降りを、行くときはですね。ということを変えているところですので、今村長が申し上げた設置に向けて努力したいというのは、バス利用者に関しての答弁だと思っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） スクールバスだけじゃなくて、朝病院に行くとか仕事に行く人たちが七、八名ぐらいはいます。その人たちは常時言っている問題ですから、自分のバス時刻は分かるんですけれども、先ほど言った改善センターで予防接種を受けた方は、村民が利用するときのバスを待つ時間という件も多かったです。さっきも言ったように、いろんな苦情が本当に何名かから聞きました。でも国道が、スクールバスは今スムーズに乗ってはいけるけれども、横断歩道を渡るときは常時、スクールガードしている老人会と駐在が渡して、あれ駐在たちが立っているからスピードを出さないでピーッと一時止まってあげるんですけれども、スクールバスだけではないです。でもやっぱりバス停は国道が村移管になり、屋根がついて座れて気持ちのよい待合場所、バス停になるよう、村が中心になり一日も早いバス停の設置を願い、本当はやりますと聞きたいんですけれども、設置を願い、質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で4番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前11時11分)

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時16分)

◇ 宮 城 美和子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に5番 宮城美和子議員の一般質問を許可します。5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 質問させていただきます。

質問事項1、ICT教育推進について。

令和3年度から大宜味小学校・大宜味中学校でも、情報活用能力、多様化、高度化する社会に対応できる資質、能力を育成教育ICT推進させていくため、学校ではクロムブックを使用した授業がはじまりました。

授業では、デジタルによる資料、作品の制作、学校の授業の日常的に活用していると子供たちから聞きました。

令和4年6月教育委員会より、公文で、保護者の皆様へ「令和4年度大宜味村教育委員会のパソコン（端末）の利用に関するお知らせで、学習用端末について、ご承知いただきたい使用上の注意など、ネット環境についてのルール等が記載されておりました。

その中に、要点まとめに、◎『学び』の一つのツールとして、必要に応じ、ご家庭に学習用端末を持ち帰ります。◎学習用端末は基本的に、ご家庭のインターネット環境へ接続して使用します。

とありましたので、今後、大宜味小学校、大宜味中学校では自宅にタブレットを持ち帰り、家庭学習など自分のペースで取りくめる環境が整い、コロナで学校休校中の遠隔教育なども行われた時でも、授業ができる環境が、名護市の学校のようにできると期待しておりました。

しかし、残念ながら遠隔教育はできておりせん。

先日、大宜味村施策説明会にその事について質問しました。各家庭によりネット環境が無いなど、無い場合の対応として当時は公民館のネットを利用して取り組めないか案があったようですが、区長が対応できない、他に様々な諸事情があり、現在行えない状況と回答がありました。

そこで、お伺いたします。

①その後保護者の皆様へ、現在遠隔教育を行えてない理由を文書などでお知らせしていますか。出来ていないのであれば、要因もご説明ください。

②私は今後、遠隔教育（オンライン）ができる環境を希望します。不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保が必要だと考えております。今後の遠隔教育の環境整備の対応策はどのように考えておりますか。

2の質問をさせていただきます。情報通信整備について。

大宜味村第5次総合計画（後期基本計画）より抜粋を読み上げます。現況、令和2年度沖縄県と共同実施した「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」より民間事業者による通信サービスが開始されました。

課題として、これまでに無線・デジタル化の整備を行っていますが、山間部における一部地域では、電波が入らない所があり、カバーするため、江洲、押川、津波、大宜味、大兼久、上原集落、一部民家や公民館をカバーするため防災無線施設を設置しているが、強風や大雨の時等には必要な災害情報や行政情報等の伝達が困難である。

実際、私の会社の事務所の一部建物や畑もネットの電波が入らず大変困っております。

抜粋に戻りまして、総合計画の計画方針において、1、観光客の利用性向上教育環境の充実に向け、

災害に強い通信基盤拡充を図る。

2、村民のニーズに応じた、防災システム及び情報発信の在り方を検討する。

基本施策、(1) 通信基盤の拡充。観光客への情報収取、教育環境への充実、主要公共施へのLAN。

(2) 防災情報の拡充。1、新たな防災システム構築検討。2、中継局及び支局の増設・機能拡充とありますが、お伺いします。

①現在、どこまで取り組まれていますか。

②どのような通信企業があるのか。au、NTT等の通信会社の専門家の提案等が無いのか伺いたいです。

③進捗状況や実現できる時期も伺いたいです。

質問事項3、令和5年施政方針の(2) 林業の振興について。施政方針の中で、沖縄県林業・木材産業構造改革プログラムに基づき森林資源を活用した林業生産と林業所得の向上、並びに地域の活性化の振興を図るため沖縄林業構造確立施設の整備を推進してまいりますとあります。お伺いします。

1、大宜味村で林業を生業になさっている方が何名いますか。

2、沖縄林業構造確立施設の整備について。一般会計予算、6款農林水産業費、2目林業振興費に予算がありません。今後、お考えでしたら、いつ頃の計画でしょうか。

3、林業(造林事業等)で検討されているのであれば、木種にカラキは入っていますか。その他の木種も知りたいです。

大手企業からのカラキの引き合いがととも増えていると感じております。シークワサーの次に大宜味村の特産物になり得る、とてもポテンシャルの高い作物です。

沖縄林業構造確立施設が可能になりますと、カラキの造林、増産が期待されますので、ぜひ、村長就任の間に取り組んでいただきたいです。以上です。

○ 議長(大城佐一) 教育長。

(米須邦雄教育長 登壇)

○ 教育長(米須邦雄) 1の①についてお答えします。

遠隔操作を行えていない理由を文書でお知らせしたことはございません。遠隔授業を全く行っていないということではなくて、保護者の要望等で、一部学年では行ったことがあります。

②ですが、遠隔授業については、一部学年で行ったこともあることから、保護者、学校でしっかり話し合った上で、家庭でのインターネット環境が整っているのであれば、そういうことが可能だと認識しております。以上です。

○ 議長(大城佐一) 村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 2の情報通信整備について。現在どこまで取り組まれているのかについてお答えします。

まず、通信基盤の拡充ですが、現時点では、道の駅おおぎみ、やんばるの森ビジターセンターで公衆無線のWi-Fiを利用できる環境となっております。

次に、防災情報の拡充ですが、一昨年度「大宜味村役場公式LINE」を立ち上げました。このLINEは防災情報だけではなく、村のイベント情報などを登録者へ提供しております。また、QAB放送でも市町村お知らせ情報というチャンネルを活用して様々な情報を提供しております。

次にどのような通信企業があるのか。au、NTTなどの通信会社の専門家の提案等がないのかについてお答えします。通信においては、各種専門の企業から提案等はございますが、村にとって現在大きなプロジェクトの提案等は受けておりません。防災に関しては既存の活用方法の延長での提案を現在契約している企業から受けております。

次に③の進捗状況や実現できる時期についてお答えします。通信について、現在検討を行っているのは、役場の新庁舎においてもWi-Fi環境の調整をしているところでございます。防災については、山間部において防災無線の届かない範囲においては個別受信機の貸与を行っているところです。今後は現在使用している行政無線が古くなりつつありますので、改修を見据えた基本計画の策定をまいります。

次、3の1、大宜味村で林業を生業になさっている方は何人いますかについてお答えします。林業で法人登録されている会社等は1社で、村内の林業従事者は6人になります。

次2番目の沖縄林業構造確立施設の整備について予算などはありません。今後、お考えでしたらいつ頃の計画でしょうかについてお答えします。この事業は、民間が事業主体で行う事業であります。現在、喜如嘉のおおぎみファームが特用林産振興施設等の整備を計画しており、事業化を目指し沖縄県と調整中であります。

次、3番目の林業造林事業などで検討されているのであれば、木種にカラキは入っていますかについてお答えします。現在は、造林事業等の計画はありません。平成29年度頃まで造林事業が行われており、主な木種は、クヌギ、イスノキ等であります。沖縄県造林樹種35種にニッケイが含まれています。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ICT教育推進について御質問いたします。

遠隔教育ができれば全て解決するとは思いません。不登校の問題は全国でも同様で、沖縄県不登校率1位、オンラインができるのは沖縄県でも1.5%と新聞にありました。大宜味村での来年度はきらめき学級のクラスが増え、学級渋りで教室に通うことのできない児童生徒が多くおり、なくなると相談室で授業をしている生徒が数名おります。学校現場での人員不足や先生方の負担も懸念されます。伺います。

不登校、学校渋りの対応策について、1、現在の状況でオンライン環境、特別支援員の増員など、保護者への心のケアの相談窓口、経済的支援について、不登校児童に対する支援など、大宜味村での仕組みづくりなど計画がありますか。計画に向けた取組はいつ頃の時期になりますでしょうか。2、不登校や学校渋りの子供たちにとって、新しい教育の形、そこから生まれる新たな価値を見つけるため検討していただきたい要望案があります。1、自宅にてオンライン授業ができる。2、学校以外のオンライン授業ができる居場所づくり。3、学校内で教室に入れなくても特別支援室、その他教室でリアルタイムオンライン授業。4、特別支援員の増員。5、連携ネットワークの支援。文部科学省不登校の対応に当たってにあるように、学校、教育委員会、民間企業、NPOなどの連携、協力が必要だと考えます。先ほどの公文にもありましたように、令和4年度大宜味村教育委員会の端末の利用に関するお知らせの中ですが、大宜味村の目指す児童生徒の姿、児童生徒一人一人の目的意識や学ぶ意欲を向上させる効果的にICTを活用し、主体的に学習に取り組み、他者との交流を図りながら自己実現、自立への基礎を培うとあります。なお、大宜味村第5次総合計画、義務教育更新を課題、④個性を大切に教育の推進にありますように、ぜひ不登校児童生徒にも多様な教育機会の確保の実現を願います。私からは以上です。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、特別支援員の増員については、今のところは考えておりません。

先ほどの自宅にてのオンライン授業、先ほどの大城議員と重複するところではあるんですけども、学習意欲はあっても学校に来られない児童生徒については、その辺、オンライン授業というのも考えていかなければいけないのかなと思っております。ただ、今の現状として大宜味村の児童生徒に関しては、別室登校ができていてということで、ただ別室登校ができている子に対して、別室でのオンラインというのは考えられるのかなというふうには思っております。

あとは連携ネットワークの支援に関しては、今実際、学校、教育委員会、住民福祉課、地域支援員などを含めて連携を図っているところなので、その辺の連携は今後も継続してやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 大変申し訳ございませんが、質問事項が多かったので、メモできませんでした。その中で最初のそういう計画があるかということでしたが、今のところまだ計画はつくっておりません。この辺は検討しながらやっていきたいと思っております。

それから新しい教育、この辺は非常に大事なところで、今我々教育委員会は子供たち、基本的にいろんな学力テストとかそういう学力向上の問題もあるんですが、基本的に私は自立できる子供という方向で、そういうことで校長先生とも話をしていて、そのために基本的には、まず大宜味村を知ろうと、地域を知ろうということで、その地域めぐりとか先生方に対してもそういうことを一応行っていまして、まず自分の地域を知って、自分を発信できる。そのことによって地域活動とかそういうことができればなと思っております。その辺は同じように強力に、特に中学校のほうでは取り組んでいるところです。

それから先ほどのオンラインの関係で、その辺は基本的に私たちは、学校に来てという感じの、一義的にはですね、学校に来て、もし教室に入れないのであれば、先ほどから出ているように相談室であるとかいろんな部屋を何とか設けて、支援員とかを活用しながら今やっているところです。この辺は基本的には学校内ということで今後も進めていって、そういう形での計画というものを考えていければと思っております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 質問事項の情報通信整備についての中の答弁に、現在大きなプロジェクトの提案などは受けておりませんが、その受けていない理由をお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 何てお答えしたらいいのかわからないんですけども、特段大きな業者さんからこういう通信に関して、こういうのをやったらどうですかという企業版の提案は受けていないということです。計画としてですね。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 大宜味村としての通信に関わるような計画など、何かお考えがありましたらお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

通信に関しては、計画でも言っているとおり、現在、超高速ブロードバンドが大宜味村内網羅していますので、ここでその通信に関してはある程度行き渡っているんじゃないかなという部分があります。これは個別の電話機、電話回線が通っているところは網羅していますが、ぽつんとあるような山奥、山間部であったりするの、そこはちょっと難しいのかなと思っております。それ以外に情報関係について企画のほうで答弁してもらいますので、よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 私のほうからは、今現在、企画観光課として、防災の観点と安全の観点で動いている部分がありまして、9月の一般質問でも質問が、ター滝の件になりますけれども、ター滝のほうでは、この事項を受けて、これまでも事故があったんですが、NTTさん、あとセルラーさん、包括連携協定を結んでおりますので、こちらのほうに通信技術を生かした安全対応策ができないかということで、防災無線のようなものと、あとサイレンを通信でできないかということで調整をしています。また、これは防災ではないんですけれども、国が進めている、また我々大宜味村としても世界自然遺産の登録地域としてなりましたので、今後インバウンドの対策として進めていかなければいけないものがありまして、国外、外国人の方々からすると電子決済になりますけれども、それを求めるものが強くあって、国としてもその支援策を2年ほど前に進めていました。今年度、我々も地域振興券の事業を行って、五十数社の事業者の皆さんにアンケートを行って、電子決済を行いますか、行った場合どう考えますかとアンケートも取りながらやったんですが、半数以上の方は難しくてなかなか導入できませんという回答もあつたりするんですが、やはり国の進めているものと我々も同調しながらできるかどうかの検討を進めているというところが今動いているものです。

○ 議長（大城佐一） 以上で5番 宮城美和子議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前 11時41分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（大城佐一） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 始めます。

1、安心・安全・健康な生活について。

（1）昨年の12月議会の一般質問対して、村として村民の健康、命を守るには最も必要な業務の一つである。有機フッ素化合物PFAS被害の血中濃度の値が高いということは、原因究明が先であると思う。また、国、県と連携してこの調査等に協力をしていきたい。健康のためには積極的に取り組みたいと村長答弁。しかし、大宜味村での調査から、県内の浄水処理場・下水処理場からの汚染の農業利用の影響も要検討だと。村内では汚泥入りとそうではない有機肥料が、取扱事業所から販売されている。また、汚泥を直に車で畑に運搬しているとの情報もあり、PFAS汚染汚泥が村内で農業利用されているのか確認の調査が必要だと考える。また、村民、県民や国民の健康・生命と経済を守るために、国の責

任で疫学調査、環境調査を実施させるために積極的に行動を起こすべきと認識するが、村の行動対応についての説明を求める。

2、地域の経済基盤の確立について。

(1) 村長は、シークワサーの里を名実ともに実現するため、生産農家聞き取り要望等からキロ当たり150円の価格ですると経営基盤安定と後継者の育成が図られ、農家として経営がやっていると設定をしたと説明をしているが、科学的根拠（収益性総括表を基にした農業経営技術指標）で示すべきではないか。（別添参考資料①：村が提示したシークワサー収益性総括表）また、2014年に（株）ケレス沖縄は施設内敷地内で特産品加工施設の高度化にむけての構想が打ち出されていることや農家や加工業界、関係者からは出荷の安定供給に向けてのシークワサー専用冷凍施設を一大産地の大宜味村に作ってもらいたいとの要望や、必要性があると思うが、どのように経営基盤安定と後継者育成をするのか実効性のある施策説明を求める。

(2) 2月22日、（株）フードリボンが天然繊維製造施設を新設すると新聞報道があった。同社は19年から拠点の本村に置き、農業廃棄物の有効活用による環境汚染問題の解決を目指している。従来廃棄されていたバナナの茎やパイナップルの葉から繊維を抽出し、ストローなどを製造してきた。新設する施設は村特産品（シークワサー加工施設内敷地に、工場や技術研修生や社員の宿舍等を建設する。工場は東村や大宜味村の農家から排出されるパイナップルの葉やバナナの茎から繊維を抽出。国内アパレルメーカーへ販売する。約20人を地元雇用する。研修生を受け入れ、製造した繊維を使ったかりゆしウェア縫製技術を伝える等の内容である。沖縄振興特定事業推進費民間事業を活用した事業は9月30日に内閣府が補助金を決定し、同日付けで村は（株）フードリボンと財産貸付契約を締結して、10月1日に貸付契約をしている。しかし、村は大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置及び管理運営に関する条例を定め、大宜味村における雇用機会の創出及び農業の振興を図るため、大宜味村で生産されるシークワサーを主とする特産品の加工施設設置個所に、自ら定めた条例を無視してまで本村特産品では無いバナナやパイナップルを活用した繊維工場等設置事業の認定やシークワサー経営基盤安定と後継者の育成を阻む事業推進は認められるものではない。これまでの経緯と具体的な審査内容等（別添参考資料②：琉球新報・日本経済新聞）の説明を求める。

3、透明性や公平性、公正性な行政運営について。

(1) 2月8日、村主催の施策説明会で「結の浜海浜公園事業」について、特化した説明会の開催を3月議会前開催要求したところ、結の浜海浜公園事業進捗及びホテル事業者との面談調整を行い、その進捗において、土地利用などの観点において、総合調整を図ることとなっており、その方向性を認識した後の開催を計画していると回答。しかし、村長は、こども園の目の前にホテルが計画されているのは気になるとの発言や、私はホテル計画について、教育現場を預かる小、中学校長やこども園長に計画の相談や調整があったかと尋ねた事に対して無かったと返答。また、19年に塩屋漁港航路浚渫を執行しているが、岩礁破碎の許可申請や、やんばる国立公園内での開発行為の手続きをしたのか。さらに、村長は21年3月、大宜味村作成の結の浜海浜整備基本計画の存在も知らなかったと。担当課に計画書を求めたが、公文書公開請求で入手することになった。これまでに、海砂浚渫や養浜事業等の影響で自然環境の変化や生活・経済活動に支障をきたしている状況（別添参考資料③：塩屋湾海浜・喜如嘉集落や河口・用水路付近の写真）下での、結の浜海浜公園事業に対する疑義や計画書が村民の目に触れることなく疑義を抱えたまま方向性を出すことに問題がある。友寄村長は、村民に信頼される透明な村政を進め

る基本的な方向を目指すと言明していることもあり、方向性を出す前の総合調整段階で「結の浜海浜公園事業」の特化した説明会の開催を求める。

(2) 友寄村長は、全村民の為にある。隅々に光を当て村民の声を拾い、村民の声が届き、村民と一緒に内外に誇れる輝く大宜味村を目指すと言明している。村民に信頼される透明な村政を進めるために「大宜味村村づくり基本条例」の制定する必要性を感じるが、村長の制定に向けての所信を伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

有機フッ素化合物PFASにつきましては、現在、国や県の対応等、動向を注視しているところではありますが、村としての行動等の具体的な対応はまだ検討しておりません。今後も国と県の動きをみながら、連携して対応していきたいと考えております。

次、シークワサーに関してです。シークワサーについて150円というのは、「加工用果実の単価が1キロあたり150円だと経営基盤の安定と後継者の育成が図られる」と農家の声を受けて設定をしております。

次に経営基盤の安定については、シークワサー振興補助金のうち生産奨励金の予算を増額して対応をしております。

後継者育成については、国・県の補助事業の「新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金」を活用し、支援をしています。令和4年度はシークワサーで就農した1人が当該事業を活用しております。また、シークワサー農家の収益性向上のためには、生産量の増加のための栽培技術の向上を図る必要があります。このためシークワサー産地振興協議会の生産集出荷向上部会では栽培講習会を開催し農家の収益性の向上の為の活動をしております。

フードリボン関係です。お答えします。当該施設はシークワサー加工施設箇所内ではありません。特産加工施設の指定管理者であるケレス沖縄の業務に支障が出ないように隣接した箇所に天然繊維製造施設を設置しています。またケレス沖縄からは施設建設の同意を頂いております。

経緯につきましては、令和4年6月16日に株式会社フードリボン代表から沖縄振興特定事業推進費民間事業費補助金交付申請に係る認定証明についての依頼があり、同年7月1日の重点施策内部検討委員会において、事業担当課となる産業振興課から説明を受け検討し、7月21日の重点施策内部検討委員会において、事業内容を確認し、補助金申請の手続き方法、認定の検討を行い、癒しの森エリア活用事業との連動もあることから、地域振興に寄与されるものであるとして認定しております。

次、塩屋漁港の浚渫については、令和元年7月29日付で沖縄県から岩礁破碎等許可申請が了承されました。また、自然公園法の手続きは不要でありました。

海浜整備事業に特化した説明会の開催を求めることについてですが、説明会開催については、ホテルとの進捗を含めての説明会として、4月の中旬から末までの間で開催を予定しております。

次、大宜味村村づくり基本条例の制定に向けての所信を伺うにお答えいたします。現在のところ必要性は感じておりません。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番のPFASの問題ですが、今、PFASの問題で、国際、日本、もちろん沖縄もいろいろ問題がやゆされております。今、日本では海外から輸入されている化学肥料の価格高騰

を受けて、農林水産省が国内の下水処理場の汚泥を肥料として利用することを推進している。しかし、今のところ有害物質の基準は重金属だけでP F A Sの調べられていないというのが現状です。そして上水道の問題については、検査もされているんですけども、下水道については北谷の浄化センターは中部にある有機肥料が委託でやっているそうです。それでそれ以外というのかな、基地内の下水処理施設、コートニー、シュワープ、ハンセンは県の産業廃棄物処理組合で受けて、そしてこの5業者が加盟しているそうですが、4業者が大宜味村内にある有機肥料会社に搬入しているそうです。そしてその業者は今それを使っているというような状況、基準はないです。それで私が調べた範囲ではそういうふうにやっている。だからとにかく今、沖縄県も知事もアメリカにも行って、いろいろこの問題についても対応しております。ぜひ改善してくれと。そして国会もやっています。それで大宜味村議会も決議文書を出して対策を取ってくださいという意見書を出しております。この村民の命を預かる行政がそういう状況のある中、私は県と連携して一日も早くこの問題を解決していただきたいと思うが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） P F A Sに関する問題、大変人命に、健康に関わる問題で非常に重要な課題でありますし、村単独で原因究明とか、あるいは先ほどあった国が基準をまだ決めていない状況で、村単独で調査、行動を起こすのは大変厳しいものがあるので、県が全県的に調査をするというふうな話もお伺いしておりますので、やはり国、県の動向を見ながら村としても前向きに取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 県の動向を見てという中で、県も苦しい中、この沖縄県では有機汚泥は100%使われていると、行き所ないところまで進められているんです。だから私は積極的に県と調整しながら、この問題を業者も含めて弊害のないように、一日も早くやってほしいということで、注視するだけじゃなくて、実はこういう状況にあるんだけど、県の下水道課とも調整しながら対策を、方向性を私は見いだすべきだと思います。注視するだけじゃなくて、積極的に関わってほしいです。再度聞きたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 先ほど有機汚泥が村内に搬入されているということがありました、どのような汚泥なのか、どのような物質が含まれているとか等についてまだはっきりした情報、確認も取れていない状況なので、事実関係をしっかり見極めた上で村としての対応をしてまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私は執行部じゃないですが、この問題については大変風評被害とか、沖縄県だけじゃなくて、全国、全世界が今、問題視しているわけですから、大宜味も大いに関係ある。血液検査してその問題がある程度クローズアップされております。そして村民も私にそういうふうな情報を提供してくれます。だから命を預かる行政として、その業者と接触してどういう方向で対応したほうがいいのか、やっぱり足を運んで見ることから始めるべきだと思いますので、そのことの延長で県の下水道課など、県とも調整していただきたいと思います。もう一度、答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

この件に関しては、業者も今営業している状況の中で、風評被害等これが非常に懸念されるところで

ありますので、事実関係をしっかり捉えて、村として対応できるところはしっかりとまた対応してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） じゃあ、2の（1）シークワサーについて。農家から150円だということで、ずっとしているんですけども、私が参考資料に、以前シークワサー対策室が出した資料、生産金額200円、250円、300円、350円、400円、450円の単価表が明記されてですね、ある程度村民に配られています。そのときの資料です。だから積極的に、そういう収益性も科学的根拠もきちんと出してから、幾らだと。今160円で買い付けているところもあるということも聞いておりますので、その辺を科学的根拠で示して、村の方向性、このシークワサーブームのときに出した金額じゃなくて、本当に後継者が育つような価格設定をやっていただきたいと思います。もう一度お願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 吉浜議員の資料については、シークワサーブームで原料の奪い合いということで、庭先取引とかあって、価格も本当にキロ500円とかかなり高い単価で取引されておりましたが、現在は市場生産価格も大体落ち着いてきて、150円前後に落ち着いてきているものというふうに認識しておりますが、農家としては個人で生産農家もありますし、あるいは家族の生産農家もありますし、また家族を含めて数名の人を雇っている農家もあります。シークワサー生産者はその形態は様々だと思いますが、その中で150円に設定したのは、私が農家から直接聞き取りをして、この農家というのも村内で大規模農家、そしてまた中規模というんですか、小規模農家いろいろありますので、その方々から直接お伺いしたときに、キロ150円であれば、要するにキロ150円であると収穫用のコンテナは20キロ入りですので、150円にすると1箱20キロで3,000円、その中から人件費、収穫に使う費用ですね、これは1箱1,000円をあげている農家もいるし、700円もあります。農家それぞれ様々ですが、人件費あるいはまた肥料を引いた残りでどうにか経営はやっていけるというふうな農家からの要望があって、私は150円に価格を設定しております。もちろん160円というのも知っておりますが、最低150円は必要だろうと、そうすれば農家の経営基盤も安定し、後継者の育成も図れるかなという思いで当時150円に設定しておりますし、現在はまた物価高、資材費、肥料等の高騰によって状況は変わっておりますが、当時150円は農家の声を受けて価格を設定したものでございます。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ここで今、価格設定の話をするはずっと延々と続くので、科学的根拠、経営が幾らどうのこうの言う、ちゃんと表示してから進めていただきたいと思います。

それで私がなんでシークワサー酢とシークワサー原液を持ってきたかといいますと、このシークワサー酢と原液がどこで発売されているかということになると、このシークワサー酢はわーけーまちやが出しているけど、製造所は北琉興産、今帰仁村にあります。シークワサーはこれは手登根農園、それぞれ活性化センターで販売されております。製造者は沖縄薬草村、みどりの駅、本部町ですね。そこで作られております。それでシークワサー加工施設の落成式の、このシークワサーの歴史によると1985年、シークワサー酢の製造の開発をやっているんですよ、ちゃんと製品化はできていないかもしれないけれども、そういう意味でも、当然なんで村の加工施設がありながら、よそで作らないといけないかということで私ずっと疑問に思っておりました。それでシークワサー加工施設の管理する協定書、この基本協定書の中で、2、指定管理者の指定の意義、加工施設の管理に関して指定管理者の

指定を行うことの意義は、能力を活用し、地域住民に対するサービス向上及び効果、効率的な管理運営を行い、もって地域の福祉の一層の増進を図ることを確認する。それから51条に、村民の施設利用について、村民より加工施設内設備を使用したいとの申出があった場合、協議を行うものとする。なぜこれが活用できないのか、説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

今の質問の趣旨は、村内の事業者がシークワサー製品を加工施設でつukれないかということで、なぜ今、できていないかという趣旨の質問だと思いますが、村内の例えば農家が、このシークワサー加工場に製品を加工依頼するということはできないわけじゃない。できるそうですが、いろいろ会社とか生産との事情があって、今加工施設ではできていない。それで外部で発注しているというふうに理解していますが、全く村内の工場でできないということではないと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村内の施設と言いながら、村内の農家の方がよそで作らされている現状、何のために造ったかというふうなことで疑問に思います。これはやっぱり改めるべきじゃないかなと思っております。また、シークワサー価格の問題も、加工品の価格の問題もあります。本部でやっているある業者が出しているのは、大阪に行ったときには850円です。あの当時見たときに。だからその中身は一緒だと思いますけれども、だから価格のトリックというのがいろいろあって、その辺もきちんとした形で、村の加工施設を運営して、健全経営に私は持って行ってほしいなと思っております。

だからそういう施設なのに、次の問題に入っていきますが、関連するので、何で繊維工場を村が行政財産として指定したところに、その繊維工場を造らせるのかと。こういう施設をまだまだ連携してシークワサーの関連したものをやるということで特化した形でこの施設を造ったはずなのに、何でこの繊維工場ができていいのかとても疑問に思う。この決めた経緯のきちんと説明をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 2時03分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午後 2時04分）

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

先ほども答弁しましたが、当該施設はシークワサー加工施設所内ではありません。特産加工施設の指定管理者であるケレス沖縄の業務に支障が出ないように、隣接した箇所に繊維製造施設を設置しています。また、ケレス沖縄からは施設建設の同意をいただいております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。吉浜 覚議員の質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。

○ 8番（吉浜 覚） 今回の件は、管理者の企業だけの問題じゃないと思います。村の条例がうたっているような形の姿勢、どうやって村の加工を、シークワサー産業を構築していくかというふうな問題だと思います。この点は終わります。じゃあ次に入ります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 2時06分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午後 2時08分）

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） フードリボンの件ですけれども、ネットで見たりいろいろやっているんですが、沖縄振興特定事業推進民間補助、その説明によると、農業資源の付加価値による農家所得の向上を図るとか、そういうことで沖縄振興に資する事業であること、それで東村や石垣市が協力するというんですけれども、どういうふうに担保を取っているのか説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 覚議員、今の質問は何に対しての。

○ 8番（吉浜 覚） 認定を受けていますよね。それで前の質問では東村や石垣市から協力を求めるということをして……。

○ 議長（大城佐一） 3番目ですか。フードリボンはさっき終わりました……。

○ 8番（吉浜 覚） あっちの、シークワサー施設の関係。

○ 議長（大城佐一） 分かりました。産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

先ほど言った、大宜味村には確かパイナップルはほとんどありませんよ。県内では一番、唯一生産の多い東村ですね、そして名護もありますけれども、石垣市、これ採択するときにフードリボン社の代表とかそういう関係者から東村と石垣からもこれについての協力は惜しまない——協力しますよということを確認しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） どのように確認しているのかお聞きしたいんですが、例えば事例ですね、今ネットで見ると、インドネシア最大の農業機関インダック、天然繊維循環国際協会、フードリボン社の3者で確約調印をした。インドネシアにおいては農家所得の向上に寄与する事業として高い評価をいただき、今回の事務提携を実施しました。今回の事業提携に当たってはボゴール大学インドネシアと長期研究を交流しているナカハラ大学台湾の力添えをいただきました。同じような形でこの申請については、沖縄振興に関する事業であることという形でやっているんですけれども、とても曖昧であるんじゃないかと。だから東村も石垣も協力するんだけど、ネットではインドネシアなどでも協力している。農家所得を上げるために頑張っているというようなことです。説明を求めます。この件、どういうふうに確認しているか、インドネシアとは覚書を交わしているんですよ、農家所得を上げるために。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えいたします。

農家とは直接契約等は交わされていないものと認識しておりますが、このフードリボンは工場を建てることによって、ここで繊維抽出の機械を製造すると。原料を農家から工場に搬入する場合には、大量なものになる。搬入に大変な労力を要するというので、生産者が現場で、現地の農家にこの機械を貸し出して、農家がこの繊維を抽出して原料をある程度コンパクトにして、それをまた大宜味村に運んで

きて、ここで製造すると。そういうふうに理解していて、機械を各農家に貸し出して、農家の所得を上げると。そういうふうな説明を受けております。

○ 議長（大城佐一） もう一度、吉浜 覚議員に言います。残り時間が少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この事業は沖縄振興に資する事業であるということを言われているんですけども、インドネシアでも農家所得を上げるためにもそういう展開をしているわけですよ。だから村として本当にそれが当たり前なのかということに疑問に思っています。そのことについて、もう一度答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今回の繊維抽出は、主にパイナップルの葉からということで、今まで廃棄されていたものを有効活用するという趣旨でこの繊維抽出の工場を造って、繊維を抽出して製品化して販売するというのでありますので、農家の振興に資するものだというふうに理解しております。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 今、村長が言ったとおりだと思いますけれども、メインはパイナップルの葉と芭蕉なんですけれども、将来的にはですね、聞き取りのフードリボンから聞いた話では、シークワサーの、ケレス沖縄がジュース加工、搾っていますよね。その皮を廃棄処分しているんですよ。その残渣を将来的にはフードリボンさんもこの皮を活用して、いろんな利活用することを確認しておりますので、それであればケレス沖縄とフードリボンが連携して、またいい効果が出るのかなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 3番の（1）に入っていきたいと思えます。

塩屋漁港の新設については、自然公園への手続は不要でありましたということになっているんですけども、それでこの公園における届出は開発行為に伴う自然行為については届けが必要ですよということになっております。再度、この件を答弁をお願いします。

それから説明会について、私がずっと言っているこの方向性を見いだすには総合調整のときに話していただきたいと思えます。答弁よろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 塩屋漁港の浚渫については、繰り返しになりますが、自然公園法の手続は不要ということでもあります。

それと海浜整備事業、総合調整前に住民説明会を開くべきではないかというふうなことでした。この海浜公園整備については、海浜公園整備に向けて、村内の団体、事業所と村外の事業所とのヒアリング、そして村内の各種団体、ちょっと記憶が曖昧ですが、老人会とか区長会代表とか、漁業関係者の方々も集めて意見交換し、ワークショップも含めて、その中で海浜公園を整備していくということが確認されて、海浜公園の方向性を示したこの計画を令和3年3月に策定して、村としての方向性はもう既に決まっております。そういう状況でありますので、今から整備するしないじゃなくて、このように整備していきますという海浜公園の計画に基づいて、今事業を進めているところです。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 2016年にやんばる国立公園が指定されて、その後、19年に漁港が新設されてい

ます。国立公園が指定された後、塩屋湾は国立公園に指定されております。なぜ自然公園の手続が必要ないものと考えられるかということでこれも問題です。それから21年に海浜整備計画、このことがほとんど知られていなかったということで、私はそれに向けてきちんとその特化した説明会が必要だろうというふうに考えております。同じ年に、今、砂浜形成推進調査を、これ総合事務局の河川課が行っています。それと今、大兼久前で海砂浚渫が行われています。こういう問題で再度事前の説明会の要求を求めます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

今、私の手元に大宜味村結の浜海浜整備基本計画というのがあって、これは令和3年3月に計画が策定されて、村としての基本方針が示されております。繰り返しになりますが、これを策定するためにヒアリング、村民から大宜味村ウミンチュ会とか、観光関係、観光協会、そして村外のビーチ、事業者関係とかいろいろヒアリング、議論しております。そしてまた村内の住民向けのワークショップですね、これも開催しております、その中のメンバーというのが区長会、老人会、婦人会、一心福祉会、塩屋区、大宜味村青年団協議会、この中でいろいろアンケート調査を行って、村としてはどうしていくんだということの中から、この結の浜海浜整備事業を進めていくということで結論づけられておまして、方向性はここで定まっているわけですね。それを基にして、今海浜整備事業に向けた業務を遂行している。そういう状況でございます。

（「自然公園の手続が必要ないと……」と呼ぶ者あり）

○ 村長（友寄景善） 自然公園法の件ですが、環境省に問い合わせしておまして、結論から申し上げますと、塩屋湾での浚渫行為については自然公園法の手続は不要ですと、そういうふうな見解をいただいております。以上です。

（「休憩中で」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 2時21分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時22分）

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今出された、説明されたメールを提出お願いします。

○ 議長（大城佐一） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

◇ 新 崎 悟 一 議員

○ 議長（大城佐一） 次に7番 新崎悟一議員の一般質問を許可します。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 去年の12月定例会で御回答いただいた答弁について再確認と、今後の村営に財政上の懸念があること、村の未来を担う児童生徒の現状などをお伺いさせていただきます。

1、コンプライアンスについて。

①12月定例会一般質問で、登記前に法人と名乗り、記載する事は法律違反であり、そのような中契約

された件について今後どうするのか問うたところ、もう少し確認させて頂きたいと答弁があったが、確認した結果、どういう対応を取ることにしたのかをお伺いいたします。

②12月に行われたホテル誘致の説明会にて、公有水面埋め立て計画図に計画されていた国際長寿交流センターを設置することが大宜味村の事業で出来ない事がわかり、お金が発生しない場所だからホテルに賃貸してお金が出る方が良くと取れる趣旨の発言があったが、設置することが出来ないと何処の機関がわかり設置しないと決定したのか、また何処の機関がホテル設置を決定したのかお伺いします。

③コンプライアンスの中には、法令順守だけでなく、セクハラ、パワハラ、モラハラなども含まれ、幅広い範囲を網羅しています、弱者を守るためにも、コンプライアンスについて早急に取り組む必要があると考えますが、大宜味村の今後の取り組みをお伺いします。

2、今後の村運営について。

①令和5年度一般会計予算書には、村債379,300千円と記載があるが、現状での負債総額をお伺いします。

②大宜味村が自由に使える歳入は、村税、地方交付税、村債が主であると思うが、今後税収が増える見込み、地方交付税が増える見込みはあるのか。また税収を増やすために行政はどのような政策で取り組むのかお伺いします。

③税収を伸ばすには、人口を増やすことが不可欠だと考えますが、大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げている総合戦略の達成率について、また2060の年に目標とする人口3,500人が現状でも達成可能とお考えなのかお伺いします。

3、小中学校の現状について。

①2022年に行われた全国学力テスト小学校18,671校の小学校のうち本村小学校の順位もしくは平均正解率、また同テスト中学校9,348校のうち本村中学校の順位もしくは平均正解率をお伺いします。

②文科省の「学校基本調査」によれば、高校進学率は98.9%、また大学進学率は56.6%であり、短大・専門学校なども含む高等教育機関への進学率は83.8%であるが、本村出身の児童生徒の高校進学率及び大学進学率、高等教育機関への進学率をお伺いします。

③今後の大宜味村の児童生徒の学力向上、大学・高等教育機関進学率を上げる必要があると考えるが、考えるとしたら、どのように学力を向上させ、大学進学率を上げるのかお伺いします。以上、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） コンプライアンスについてお答えします。

議員の質問については、顧問弁護士にも確認させていただいておりますが、法律違反では無いとの認識でございます。会社法第8条においては、何人も不正な目的をもって他の会社であると認識されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。とあり、他の会社との誤認をさけるための条文であること、会社は登記によりいきなり出現するものではなく、登記前から発起人が定款を作成するなど様々な準備行為をして、実態が形成される中で、登記によってそれが完成されることとなります。一般に設立中の会社は権利能力がない社団とされ、成立した会社とは実質的に同一の存在とみなされ、設立中の会社が会社の設立後の事業準備のために応募した準備行為であり、そこが認められ契約したことは、設立後の会社に引き継がれることとなりますので、法的に問題とされることではないとの見解でございます。

ます。

次、国際長寿交流センター関係ですが、国際長寿交流センターを設置することができないということではなく、その運営において、行政が直接、法人のように利益をあげていくことはできないというものです。国際長寿交流センターの計画内容については、平成10年に作成されておりますが、長寿食や生活スタイルなどを反映した施設、また、屋外スポーツ施設はリラクゼーション空間として、宿泊機能、健康機能による活かせる役割を求められたものであります。その運営方法について、村行政が運営をしていくことは望ましい姿ではなく、民間活力による運営がより効果的であると内部で検討をしておりました。平成29年度の施政方針において、村の資源を有効に活用できる企業の誘致に取り組んでいるところに、ホテルの誘致の調整があり、健康長寿に関する交流や世界自然遺産地域登録候補として今後の、エコツーリズムの取り組みなどにホテル側からの期待もあり、村の特性、雇用創出、定住促進の取り組みと連動させた民間活力による方策として、平成30年2月、出店協定締結を議題とした庁議において決定しております。

次に③ですが、弱者を守るためにも早急に取り組む必要があると考えるが、今後の取組はについてお答えします。昨年12月の定例会で、議員から質問を受けましたが、コンプライアンスの取り組みについて、課長等会議で確認を行い各職員に周知をしております。また、必要に応じて職員研修を計画してまいりたいと思います。

今後の村営運営について。①現状での負債総額については、一般会計及び特別会計の地方債現在高としては、各予算書の最後のページに記載していますが、令和4年度末見込額は約57億1百万円、令和5年度末見込額は、約56億7千2百万円を見込んでいます。村税については、固定資産税の一部である国有資産等所在市町村交付金が減価償却により、毎年2千万円程度減少することが見込まれております。地方交付税については、国が定める地方財政計画等により決まるため一概には言えませんが、現状で大きく増える見込はありません。また、税収を増やす政策としては、現在取り組んでいる空き家・空地等対策事業や企業誘致等、人口増加や雇用創出に繋がる施策に取り組んでいきたいと考えています。

次に③総合戦略の達成率についてですが、総合戦略で掲げる人口目標で、達成率としては、国勢調査のあった令和2年度の目標値が3,200人で実績値が3,092人で、マイナス108人となっております。現在の住民基本台帳人口においては、3,050人を切っておりますので、さらに厳しい状況になっているものと思っています。2060年の人口目標3,500人が達成可能とお考えなのかということにつきましては、現状は大変厳しいものであると認識せざるを得ません。しかし、平成27年度から令和2年度の国勢調査において人口増に転じたことも実績としてとらえており、総合戦略に掲げる3つの基本目標とその施策取り組みを強化し、職員一丸となり、また、村民のご理解とご協力をいただきながら目標達成に向け村政運営に取り組んでまいります。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

3の①の全国学力テストの件ですが、昨年行われました全国学力テストの小学校6年生の平均正答率は、国語60%、算数57%、理科56%となっております。また中学校では、国語68%、算数40%、理科47%となっております。順位については、公表がされていないことから把握しておりません。

それから②の進学率ですが、児童生徒の高校進学率については、R2年度100%、R3年度95.2%と

なっています。また、今年度の状況としましては、全員が高校の進学を目指しているところです。今日は高校の合格発表があったところですが、まだ具体的に把握しておりません。大学進学率につきましては調査が困難のため、教育委員会としては現在のところ把握できておりません。

③の学力向上の件ですが、児童生徒の学力を向上させる取組みについては、村教育委員会としても現在行っているところであり、今後とも引き続き行っていく必要があると考えております。しかしながら、大学や高等教育機関進学率については、個々の判断に任されるべきものだと考えております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 1のコンプライアンスについて、法的に問題がないとの見解でございますが、前回の質問も同じなのですが、私が問いたいのは個々の違反についてではなく、大宜味村の執行機関がコンプライアンスを遵守しているのかしていないのかの姿勢を問うています。大宜味村行政手続条例第5条、行政庁は、申請により求められた許認可などをするかどうかをその条例などの定めに従って判断するために、必要とされている基準（以下、「審査基準」という）を定めるものとする記載され、2には、行政庁は、審査基準を定めるに当たっては当該許認可などの性質に照らしてできる限り、具体的なものとしなければならない。3、行政庁は、行政上特別な支障があるときを除き、各条例などにより当該申請の提出先とされている機関の事務所における備え付けのほか、その他の適当な方法により審査基準を公にしなければならない。ここでいう条例とは、大宜味村行政手続条例の2条に明記されています。第2条、この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（1）条例など、条例及び執行機関の規則、（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規定を含む。以下同じ。）をいう。この地方自治法第138条の4第2項には、普通地方公共団体の委員会は法律の定めるところにより、法令または普通地方公共団体の条例もしくは規則に違反しない限りにおいて、その規定に属する事務に関し規則その他の規則を定めることができる。

12月の答弁には、要件に書かれているから問題ないというような答弁がありましたが、今私が述べた大宜味村行政手続条例に沿った応募要項であるはずですし、つまり法律に違反しない規定、要件のはずです。要件に書かれてあるならば、応募にまだ任意団体であったことには何ら問題がありません。しかし、この団体が申請時の応募事業者名に書いてあるのは、登記がなされていないのにも関わらず株式会社と明記されています。

ここで伺いますが、大宜味村は3歳児と契約を交わしますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

3歳児とは契約できないものと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） なぜ、今このような質問をしたかという、3歳児には法律行為をする意思も能力がない。つまりとんでもない問題があるので、3歳児の行った法律行為は無効となります。

会社法において法律行為ができるのは、登記が終わった後です。なので登記前の法律行為については全て無効とすることができます。調べていただけたら分かると思いますが、無効とは最初からなかったことにできるということです。

先ほどの質問で時給3,000円、調査費1千何百万円、お金のない漁協から2,000万円を取ったなどと質問がありましたが、この時給、調査費を受け取ったのは誰か御存じですか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 午前中、議員から漁港の問題で、補助金返還で調査費が1,000万円、2,000円ぐらいの調査費があったという趣旨がありましたけれども、それは大宜味村からは支出はされておられませんけれども、おそらく羽地漁港内の組合のほうに支払ったと想定されます。はっきりは確定していませんけれども、そういう考えです。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私もさっきの質問を聞いて、私のことというのは大体分かっているんですけども、ここで半分くらいの方は私のことを指しているということは分かっていると思います。

私はですね、同様の指摘内容で平成30年10月末に、羽地漁協の臨時総会にて組合員除名を決議され、除名されました。その後、除名決議不当訴訟を起こし、御指摘の時給3,000円は高いか、総額の調査費用は妥当性があるのかなど、全て裁判所にて審議され、1審、2審とも除名の理由は不当だとされ、総会決議の無効の判決が出て、去年最高裁で羽地漁協の上告が棄却されたことにより、判決が確定されております。また2,000万円については、この判決を基に損害賠償を進めており、去年12月22日、羽地漁協と和解した解決金であり、何らおかしい金銭ではありません。裁判と和解で決着したことを蒸し返すことは、信義則和解条件にも触れますので、今後羽地漁協に厳重に抗議して対処を求めています。羽地漁協の誰からの依頼なのか教えていただけたらと思います。

また、この件について、議員のプライベートの件についての発言であります……。

○ 議長（大城佐一） 新崎悟一議員、質問は通告外でありますので、その質問は避けてください。

○ 7番（新崎悟一） 分かりました。じゃあ、次に移ります。

2に移りますが、庁議で話し合い、庁議で決定するとなったとお聞きしましたが、これは第5次総合計画書の15ページ、重点施策2の公共財産の活用による産業の活性化の項目にある、公有水面埋立計画図に記載されていることですので、変更をしたいのであれば、議会にホテル建設予定地に変更する旨の議案を提出しなければならないはずですが、過去の議案を調べましたが、議案を見つけることができませんでした。見落としかもしれませんので、いつの議会で議案提出して、審議し、決定したのでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 議会への提案はしてありません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 大宜味村議会の議決すべき事項を定める条例には、第3条、村長は、基本構想及び基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く）をするときは議会の議決を経なければならないとありますが、議会の議決を経ないで協定を結ぶことは大宜味村の条例を遵守していると言えるのでしょうか。お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

新崎議員がおっしゃっていることは、総合計画の15ページにあるこの図のことだと思います。我々の認識として、大変申し訳なく思っておりますが、この図についての変更はその当時は必要ではないとの認識を持っていましたので、そこは間違っていたかもしれないということになると思います。なので、まだ基本協定は結びはしているんですが、契約はこれからというところの状態でもありますので、この状態が整い次第、議会に提案しながら、別の案件もこれに関連するものがありますので、それと併せて

上程をさせていただけたらと思っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 基本総合計画書、あれを見たときにですね、基本的に大体みんな文書は読みません、図とかこういうのがあったら、これが計画なんだと思って、それが大宜味村の夢だと思ってこれが正しいものだという感じを持って皆さん受け止めると思うので、ぜひその辺は村民のことも考えていただいて、それも変更するのであれば手続上変更するとか、そういうことを今後はやっていっていただきたいと思います。このように私が言っているのは、それぞれの事業に対して反対しているというわけではなくて、ちゃんとした手続、順番を経て事業を進めていきたいという思いです。今後、大宜味村が発展するためにはコンプライアンスの遵守は必須条件です。前回の一般質問を議会だよりで見た村民より、難しい言葉で分からないという声がありましたので、コンプライアンスについて説明するとですね、地方法令遵守のことですが、現在はそれに倫理や社会規範に従い、公平公立に業務を行うために不可欠なものとなされ、いろいろな団体、企業、個人が実践していることです。法令については、法律はもちろん、裁判所が出す判決も含まれており、裁判で和解したから背任やコンプライアンス違反だということはありません。法律がある意味は、法は強制のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということです。逆に言うと法律を守るということは、村民が共に生活をしていくために一人一人の個性を認め合い、協力していくことにより、村民の生活がより豊かになっていくということです。

村長にお聞きしますが、村民全ての生活がより豊かになることを望んでいらっしゃいますか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

私は、村政を進める上で村民の福祉の向上、村政発展のために鋭意努めてまいりたいと思いますし、そのためにはコンプライアンスをしっかりと遵守して、村民の福祉の向上、村益になるように努めてまいりたいと考えております。

すみません、付け加えます。舌足らずでした、広く村民が幸せになるように望んでおります。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ありがとうございます。では、早急にコンプライアンスについて取りかかることをお願いして、次の質問に移ります。

2の①についてですが、説明会などで村の借金は過疎債で7割は戻ってくると説明があったと記憶していますが、現在のこの57億円ぐらいの村債のうち、どれぐらいの割合が過疎債なのか。全て過疎債なのか問います。お願いします。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

一般会計及び特別会計、両方あるものですから、大きいものが一般会計でございますので、主に一般会計の金額のほうで御説明したいと思います。

一般会計のほうでは、令和4年度末の地方債現在高の予定としては、53億1,000万円程度を予定しております。そのうち過疎債は24億2,008万4,000円の予定であります。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) 一般会計補正予算書には村債の利率が5%以内とありますが、現状の利率は何%になっていますか。またその利率の返済も過疎債が割り当てられますか。

○ 議長(大城佐一) 財務課長。

○ 財務課長(佐久川紀亮) お答えいたします。

利率のほう、すみません、ちょっとぱっと思いつかなくて、たしか1%とかそれぐらいだったと思うんですが、それに対して、利息に対する今過疎債が充てられているかという話であったかと思いますが、支払う利息に過疎債を充てるとかそういったものはございません。

○ 議長(大城佐一) 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) じゃあ、返ってくるお金を除くと大体30億円ぐらいが実質返していかないといけないお金になるかと思います。今、53億円の1%の利息なので、毎年5,300万円ぐらいの利息がついていると思います。

私の資料1で、村税、地方交付税、村債を年度ごとにまとめていますが、村税が伸びている最大の要因は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金だと思いますが、村民税収はここ10年ぐらいでどのくらい増加しているのかお伺いします。

○ 議長(大城佐一) 財務課長。

○ 財務課長(佐久川紀亮) お答えいたします。

国有資産等所在市町村交付金については、たしか平成25年度から交付が始まって、それから5か年間は2分の1の金額が入ってきて、平成30年度から算定額の4分の3、来年度から満額入ってくるという見込みで、たしか国有資産等所在市町村交付金、ダム所在交付金が入る前までは2億円から3億円程度の税収だったかと思っております。

○ 議長(大城佐一) 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) 村税のほうもやっぱり国からの交付金が主であるという認識でいいと思うんですけども、今、アメリカで銀行破綻が起こっていますが、日本国もコロナでお金を使いすぎ、今後お金がない状態になるのではないかと懸念しています。国もお金がなくなると、地方交付税など支払いが少なくなったりする可能性があるかと思います。村税を増やすことを講じるためには、やはり国日よりではなく、村民税収を伸ばす必要があるのではと思います。現在の大宜味村の税金を払っている世帯は43%ぐらいだと思いますが、今後どうやって課税世帯数を伸ばすかを講じなければならないと思いますが、どういう施策をお考えですか、問います。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えします。

全て当たっているかどうかというのは、判断を任せたいと思いますが、我々が今、先ほどから海浜整備とかホテルとか、そういった事業がまずあります。そういったものと連動させながら、村内の農業者とかそういった方々の作物とか、特産品とかがそこで利用されていく。またビジターセンターとか観光関係でもそこが連動して、今収益が上がっている方々も増えてきていると思っています。それが税収につながっていくものであるというのを我々は信じていかないといけないと思いますし、またこのホテルとかそういったもので150名の雇用が必要だということと、またそのうちの半分ほどは県外から、村外から雇用が必要であると。そこに住むところをつくってあげることが、人口増とか収益の税収に上がっていくものだと考えていますので、その施策をこれから、今までも強化してまいりましたけれども、

さらに進めて、全体、大宜味、よく使われるまるといって使っているんですが、全員が、全村民挙げて取り組んでいけるように、税金につながっていくように頑張っていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） そのようにやっていって、人口を増やして税金を増やしてってもらいたいと思います。

これから③も交えて話しますが、2060年に人口3,500人との目標を上げていて、先ほどの答弁ではちょっと厳しいということもありました。国のほうの、内閣府が出している総人口統計推移を見ると、2020年から2060年で約28%の人口減と予想している中、大宜味村、この数値に当てはめると、2060年の人口は2,174人であり、1,326人も乖離があるが、どういう施策をすることでこの目標に達成すると計画を立てていたのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この総合戦略ですね、最初出したのは28年度となっております。その28年度に策定されたときの構想では、子供が生まれる人口というか、子供が生まれる数がまず40人という設定で、これは希望的な数字です。というのは教育の観点からしても1学級40名学級というのがあって、それを目指すべきだという意見があつてですね、そこを目指したときに人口が増えていって、最終的には推計を出すと3,500人という形が表されました。ただ、その取組としてはもっと具体的に進めていったのが、この後期基本計画をつくったときの総合戦略になります。これは令和3年3月に策定された、今回のものになるんですけども、先ほど村長からも答弁があつたように、3つの基本目標というのがありまして、その中で一番大きなものが、住むところと教育ですね、より子供を育てやすいというところが、環境をつくり上げていくというところの施策をどう展開していくか。そうすると、たまに言われたのが大宜味村の教育の充実がちょっとまだ足りないから住みにくいと言われたこともありまして、そういったところを進めながら住む環境というところ、空き家・空き地対策の事業も進めていますので、そういう環境を整えていくということをまず重点的に考えているところです。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 希望を持つのはいいことなんですけれども、やっぱり希望と現実というのはかけ離れているところがあるから、計画を立てて目標をつくるときには、あくまで将来図を見据えて、逆算しながら何年後には何をやらなければならないのかを考える。現状既に100人近い乖離があるわけですから、今の現状でなぜ100人の乖離があるのかも考えながら計画書というのは立てていかないといけないと思います。今後ぜひそれをお願いします。

時間もないので、私が村債の話と人口の話と同時にしているのは、村債の支払いのための歳入と人口は密接な関係にあるはずなんです。現状では支払いが問題なくできているだろうけれども、これから人口が減った場合、村債だけが大きくなり、村民1人当たりの債務も大きくなり、村民の負担も増えていきます。国が出している人口になった場合、国が出している人口というのは大宜味村が2,174人ぐらいになった場合、これだけの村債総額を返済しながら、村運営も可能だとお考えでありますか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

實際上、2,100名とかそういう人口になることはなるべくないような取組を村としてやっていかなければならないと思いますが、今現在の地方債現在高に関しては、これから借りるのを抑制するとか、そういう取組もすることで、減らしていくこともできますので、現状状況に合わせた借入れ、また繰り上げ返済等を行いながらやっていくことで対応は可能かと考えております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 今のゼロ歳児が2060年になったら37歳です。皆様の子供、孫たちに負の遺産を残さないように村運営をしていっていただきたいとお願い申し上げます。

3の①に移らせていただきます。学力が少し、データを見ると低い傾向にあると思いますが、その原因はどこにあるのでしょうか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） 学力については、全国と比べると沖縄県は低い状況にあります。また沖縄県でも国頭地区はほぼ最下位の位置に位置付けているところで、やはりこれはもう長年そういった状況が続いている中で簡単に何が原因というのはちょっと言えない部分もあるんですけども、やはり自主学習、おうちに帰っての学習が低いというのは言われているところです。そういった自主学習を伸ばしていくことで、いくらかの学力の向上にも寄与できるのかなと感じているところでありますけれども、なかなかそこが定着していないという状況がございます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私もそのとおриだと思えます。大宜味村はとてもよい教育環境にあると思えます。それは自然に触れ合う機会が多いこと。現在、体験型の教育が取り入れられ、農漁村での体験カリキュラムも導入されています。しかし、学校が終わった後に勉強したい子供たちが勉強をする場がありません。小学校ではICTが取り入れられているのであれば、端末を家庭に持ち帰り学習することができる。また、リクルート社が行っているスタディアプリとかですね、この場で単体の会社名を言っていないか分からないんですけども、それに加入すると1か月3,000円くらいで一流の講師陣の授業を見ることができます。しかし、端末を持ち帰っても現在Wi-Fi環境がなければできません。子供たちの学力を上げるためにも、内閣府が行っているデジタル田園都市構想計画にエントリーして、村内をデジタル田園都市にしたらいかがでしょうか。また、端末を持つ村民は行政からのお知らせや申請書類も全て端末からできるようになり、行政が休みのときにでもコンビニで住民票や印鑑証明など受け取れるようになります。また、訪れる観光客にもアナウンスできるようになり、一挙両得ではないかと考えますが、どうお考えになりますでしょうか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） 先ほどスタディアプリという件が出ましたので、少しその辺で触れさせていただきますけれども、令和5年度から端末に活用したアプリの使用料というのを予算計上させていただいております。これは基本Wi-Fi環境だとか、ネット環境につないでも活用できますし、アプリを画面上に落とし込んでオフラインでも持ち帰って活用できるということでもありますので、今、我々が考えているのが、令和5年度については、基本オフラインでもまずは活用して、そこで検証しながらオフラインでもできる環境が必要だなということであれば、その辺をまた今後検討していきたいと考えております。田園都市については、すみません、まだ勉強不足で、都市構想についてはまだ勉強不足ではっきり答えることはできないんですけども、今後その辺についても勉強しながら、導入できる

のであれば積極的に考えていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 教育を持ち帰ってやるためにも、やっぱりWi-Fi環境が整っていれば、すぐに調べ物もできます。そういう環境を整えてあげることが子供のためだと思わなくても、やっぱり今インターネット環境が整っていない家庭が多くあると思いますので、あと観光客が来たときもWi-Fiの環境というのは持っていません。大体外国の方たちはフリーWi-Fiを使うんですけども、大宜味村にはフリーWi-Fiがないので、そういうもののインフラ整備とかそういうのも含めたことができるのがこのデジタル田園都市構想なので、教育だけじゃなくて観光とか行政サービスも含めたことを考えた上で、これにエントリーしていただければと要望します。本当に村民のために新しい技術を取り入れて、ほかの地域に負けない村づくりを進めていっていただきたいとお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 以上で7番 新崎悟一議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 3時09分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 教育長の去就についてお伺いします。

昨年10月に村長が変わったことで、教育長の去就について多くの村民から心配の声が聞こえてきます。任期まで1年以上残っておりますので、ぜひ最後まで頑張って頂きたいと思っております。また村長が教育長時代に「教育委員会は村長部局と一蓮托生ということではありません。独立した機関となっております。」と議会で答弁しておりましたのでその辺は村長も理解して頂けると思っておりますので、教育長の考えを伺います。

次に給食費の無償化について。

①12月定例議会の一般質問の中で給食無償化に向けて段階的に取り組んでいくと仰っていたが次年度、どのような取り組みを行うのか。

②教育委員会は給食費の無償化についてどのように考えているのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答します。

まず、教育長の去就ということですが、お気遣いありがとうございます。私の任期は来年の令和6年11月9日までですので、任期まで務めるつもりでおります。

2番目の給食費の無償化につきましては、学校給食法第11条で、「学校給食に要する経費は、学校給

食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と規定されていることもあることから、これまで通り保護者の負担も求めながら、食材高騰に対する対応としては、村の政策支援分での助成対応が望ましいと考えております。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 給食費の無償化についてお答えします。

物価高騰に伴う給食費の値上げは行わず、沖縄県の無償化に向けた取り組みの動向を踏まえながら村としての無償化に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） まず、教育長の去就についてからですが、毎朝ですね、学校校門前で教育長自ら子供たち一人一人に挨拶をし、出迎えている学校はここ大宜味小学校、大宜味中学校しかないと思っております。また、毎朝学校に顔を出すことで学校側の声、子供たちの声を聞くことができる。このように活動してきた教育長は今までいなかったと思っております。子供たちが安心して登校できるよう、これからもぜひ頑張ってくださいと思っております。この質問はこれで終わりたいと思いません。

次に給食費の無償化についてであります。まずですね、②のほうから行きたいと思えます。教育委員会ではこれまで給食費についてどのように議論してきたのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、学校給食センター運営委員会というのがございます。その中で昨年7月14日に第1回の学校給食センター運営委員会を開催しまして、その中で学校給食費についてを取り上げさせていただきました。やはり令和3年度については、食材の高騰等により、給食費では赤字という形で急遽政策支援分を補正してどうにか補ったというような現状もありましたので、その辺のことも運営委員の皆様にも説明をしながら、やはり無償化によるデメリット等もありますので、その辺も説明をいたしました。給食に対するありがたさとか、その辺が無償化によってなくなるのではないかと、その辺のことも説明しながら、今後令和4年度中では給食をあげるあげないではなく、まず値上げに向けてどのぐらい値上げをしなければいけないのかという根拠的なものを出しますということで、検討しますということはこの運営委員会の中で話をさせていただいて、結果1,000円ほど値上げしないと厳しい状況ということが出まして、ただいきなり1,000円を上げるというのは厳しいだろうということで、今回令和4年度については、コロナの地方創生臨時交付金を活用して食材高騰分を対応しています。大体給食まかない材料費で1,350万円ほどの予算を計上してはいるんですけども、令和4年度並みに持つためには約400円ぐらいの値上げというのが出まして、この400円はどうするかという形になったときに、村長が就任して意見交換の中でこれまでの村が助成している経緯とか、そういう中で話をし、いきなり令和5年度は無償化ということではなく、やはり村の政策支援分として400円アップした形で令和5年度は対応しようということで、村長との話でもなって、この令和5年度については政策支援分を拡充という形で予算を計上させていただいているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。ちょっと確認しますが、去年4月の時点で物

価高騰はあった。それで給食費の値上げを検討し始めていたと今おっしゃっていましたが、この辺、教育委員会サイドと村長部局のサイドで、村長の公約の中では給食費の無償化のほうはおっしゃってましたので、選挙後、10月に就任してから、その辺を議論したことがあるのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） 就任後、村長とは調整させていただきました。やはりその中でいろいろ財源の問題もありますし、先ほど言ったように、これまで政策支援分という形で小学生300円、中学生400円を助成した経緯ということも村長のほうには話をさせていただいて、令和5年度はその政策支援を拡充するという形で、村長との調整となっております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 12月議会でこの給食費を無償化にするときに、大体幾らぐらいの予算が必要なのかということをお伺いしたんですけども、また確認ですけども、ちょっと金額が変わっていると思いますが、金額を教えてくださいませんか。すみません、12月議会の中では給食費を無償化するときにはどれぐらいの予算が必要かということで、村長からの答弁では全体で、年間見込ですが、1,352万100円を見込んでおりますというのがあったんですけども、多分それは学校の先生分の金額も含まれていると思いますので、その辺ちょっと訂正していただこうかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

確かに12月での1,350万円というのは、教職員も含めた形での金額となっております。児童生徒の分で言いますと、約1,000万円弱ほどのまかない材料費となっております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 次年度予算を見たんですけども、1,190万円が組まれていたと思います。それですね、物価高騰で光熱水費、材料費、それぞれ前年度と比べてどれぐらい上がったのか教えてくださいませんか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

光熱水費に関しましては、令和3年度と令和4年度の比較では、約120万円ほどの増額、約49%の増額となっております。すみません、令和4年度と令和3年度の比較ですね、それが約49%の増となっております。以上です。まかない材料費については、約120万円ほどの増額です。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） じゃあ合わせて240万円ということですよ。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） すみません、正確な数字は申し上げられませんが、約そのぐらいだと認識しております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 12月議会で給食費無償化が厳しいというのは、物価高騰によるものとおっしゃっていましたが、物価高騰で上がったのが240万円、村長が掲げていたのが給食費無償化するに当たり、必要な財源というのは1,190万円だったと思います。次年度からやろうとしているのが、1人に対して400万円の増、この給食費無償化と政策的な支援で1人につき400円の増額の、今小学生が

700円で、中学生が800円でしたか、大体400円ずつ増額することになっているんですけども、その無償化と月400円しか上がらないという、この開きは大きいと思うんですけども、例えばですね、1,190万円の給食費無償化に向けての予算というのを、財源を確保する自信があったから政策に上げていたと思うんですけども、その辺、村長、元は教育長でしたので、この辺の財源確保に向けて、この政策をつくる時に、この政策ビラ、村長、これを作るときに、これは村長が作ったと思いますけれども、この一番上に給食費の無償化、給食費をゼロ円にというのがあるんですけども、この政策をつくる時に財源はどこから持ってくるのかとか、どうすればいいのかというのは、その辺どうお考えなのか、お聞きします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 無償化の財源については、村の全般の経費の節減を図って、それで対応しているかと。そういうふうを考えておりました。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） というと、まだ見通しが立っていないということですよ。そうなりますよね。今の村の予算は削りながら1,000万円近くの予算をつくるということですか。この予算をどうつくるのか、もう一度お願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 村全体の予算の節減を図って、その浮いたお金で対応しようと、そのように考えておりました。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 先ほど、一番最初の答弁の中で、沖縄県の無償化に向けた取組の動向を踏まえてというのがありましたけれども、大体沖縄県全体で給食費を無償化するに当たり、どれぐらいの財源が必要かお分かりですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 沖縄県無償化はたしか60億円ぐらいだったと思いますが、私の記憶では60億円ぐらいの財源だったと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 66億円ぐらいの財源が必要になるというふうに確認しました。それで本当にこの4年間でこの財源をつくるために、66億円本当につくれるのかなと思っています。それで今市長会で早く給食費を無償化にできないかという要請とかも上がっていると思いますよ。市長の集まりがあるじゃないですか、県の。そこから要請が出ていると思います。そこでやっぱり県で出すのは厳しいと、厳しくしてくるのかなと思っています。それで村として、この段階的と言っていたんですけども、選挙のときには物価高騰もして生活が苦しくなるだろうという子育て世代というのは多かったと思うんですよ。この中で、給食費の無償化、ここを見て、子育て教育にもっと優しい村。幼・小中学校の給食費をゼロ円に、子育て教育には多額の費用を要します。家計に占める割合も高くというこの文ですよ。これを見て村長のほうに投票した、期待した村民も多かったと思うんです。やっぱりその辺に答える必要があるのかなと思っていますので、段階的と言うんですけども、いつから無償化にできるのか、その辺を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 給食の無償化について、今、沖縄県が令和5年度から各市町村のヒアリングを開始するそうです。財源の60億円については、国からの何らかの交付金を充てたり、また村の財源を組み合わせるか。そこら辺は県と各自治体との調整によって図れると思いますが、全部が全部村が負担して無償化になるというふうなことにはならないのではないかと、そういう期待感をしていて、国、県からも何らかの支援をしてもらえると、そういうふうな期待感を持っております。

（「段階的に、いつから無償化にできそうなのか、その辺を示してほしいです」と呼ぶ者あり）

○ 村長（友寄景善） 今の財政状況からですね、一気にということも大変厳しいものがありますので、ですから数年かけて無償化にできたらいいのかなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 数年という、本当にあと4年間もすぐ終わってしまいますので、子育て世代、特に子供の多い世帯の人たちにとってはですね、やっぱり給食費を今、小学校が3,600円、中学校が4,200円ですので、子供が多いとその負担になりますので、その辺は親も期待していると思っておりますので、早急に取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に9番 平良嗣男議員の一般質問を許可します。9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変御苦勞さまでございます。議員の皆さん方が25分という時間を十分に使って頑張っておりますので、私のほうは、執行部とやり取りを二、三回して終わっていきたく思います。それでは一般質問をさせていただきます。

村営住宅外灯のLEDへの取り替えについて質問をさせてもらいたいと思っております。

①現在、村内の各村営団地においては、それぞれの団地会の共益費から外灯や浄化槽の電気料金等の支払いをされておりますが、昨今の燃料費高騰や円安の影響による電気料金の値上がりにより、その対応に住民は大変苦慮しているところでございます。

大宜味団地の外灯については、現在6基ある中、4基のみの稼働など調整を行いながら電気料金の抑制に努めているが、数世帯の空きが続いていることなども重なり、共益費の負担が大きくなり、値上げを行っている。この状況が続いてしまった場合には、最悪退去せざるを得ない状況となり、人口の減少にも繋がってしまうのではないかと心配しているところでございます。その中で、国は現在「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施しながら、住民の負担を少しでも減らそうとしておりますが、大宜味村においても、各村営住宅の外灯をLEDへの取り替えを行うことにより、住民の負担を少しでも軽減出来ないものかと考えております。

村主導で、各村営住宅の外灯をLEDへ取り替え出来ないかのかを問いたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、電気料金の値上げにより、外灯代の共益費も大変苦慮していることと思っております。村としては、村営住宅全体の外灯を計画的にLED設置に向けて検討してまいりたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今日の新聞にもありましたように、沖縄電力が県に、今値上げ申請をしている中、全国の手電力よりも大幅な値上げ申請を今やっているところでもあります。それを考えると、なお一層の村民の生活の中においても苦しさが出るんじゃないかというふうに思っております。

そこで現在、大宜味村には昭和57年3月10日施工から平成23年1月14日までに11村営住宅ができていますが、今行政として、その各団地の委託者との定期的な問題点などを含めた話合いなどを行っているかどうか。その辺について答弁願いたい。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

今議員がおっしゃる定期的にその11団地を集めていっぺんにそういう会議を開いているかということに関しては、それは行っておりません。ただ、いろんなその団地会から出た問題とか、諸問題については担当者を通じてその会長さんにお話をさせていただいたりということで対応はしております。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） なぜ、私がその件を言うかと申し上げますと、大宜味村には今11の村営団地ができていますね、調べてみたらね、あるわけですよ。その団地の委託者、村が委託した、その皆さん方が、団地に住んでいる皆さん方からいろんな苦情を受けていると思うんです。特に大宜味団地の場合はいろんな問題が出ています。その中で、その皆さん方が、2人大宜味は、団地のほうにはいるんですが、その2人が大変苦慮している。この住居している皆さん方というのはみんな同じ人じゃない。いろんな生活面でも苦しい人もいるし、または共益費も払いきれない。そのような人がおって、大変この団地の責任者として村から委託された皆さんは大変苦しく、もう大変だというような思いを持っております。

そこでですね、私がなぜそのことを言ったかということ、今、総務課のほうにおいては、これまでは建設環境課のほうで造成から建物をつくって整備までみんなやってきたわけですね。これを今総務課に移した。そういう中において、結局は総務課に1人増しているわけよね。それだけの問題じゃないけれども、ほかの事業もあり、そして団地も見るというふうなことで1人増員になっていると思うんですよ。それで結局はせめて月に1回ぐらい、契約を結ぶ場合でもよろしい。そういう中においてこの団地の皆さんは各責任者を集めて、そこでいろんな話合いをしながら問題点を受けながら、改善できるものは改善していくと。そのような方法をやってもらいたいという思いがあるわけです。またそれも、そういうことも団地の責任者、委託された皆さん方というのはそういうような希望を持っているわけです。そこから辺もだから、総務課のほうはいわば職務分掌を見ると、結局はこれまでは建設環境課のほうが見ていたものを、今総務課のほうが見ているわけです。総務課のほうは村営住宅の維持管理及び運用に関すること。その職務分掌でうたわれているわけです。そういう中で、だから皆さん方は総務課のほうで音頭を取りながら、委託している皆さん方の軽減を図りながら話合いをやっていくと。そういうような思いをどうかお願いしたい。そうすることにおいて、やはり受けた皆さん方も、この団地におられる皆さん方にもいろいろ説明をすることもできるでしょうし、そして村の考えがそういうふうなことですよというようなことも伝えることができるでしょう。そういうこともあるので、ひとつ業務も大変御多忙だと思うんですが、しかしこれも仕事だから、みんなで知恵を出しながらLEDの新設、そういうものもやってもらいたいというふうに思っております。

そしてまた、今回の予算にも上がっております宮城団地の外装、塗装、それをやる中において、幸いにしてガス漏れを発見できた。そういう中でその事業の中でガス漏れの工事も行ってきたというようなことがあるわけですね。そういうことを踏まえると、このLEDの事業もできないものかというように思っているんですが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） まず、団地の委託者のその集まりについてはですね、やはり今、議員がおっしゃるとおりいろんな問題とか悩みとかあると思いますので、その契約の際に、その11団地の契約締結の際に対面でそういういろんな話を聞いていきたいなというぐあいに考えております。

次のLED化のほうですが、今、実際に宮城の改修工事をやっているんですけども、これは建設環境課のほうで全て執り行っております。大規模的なものは建設環境課のほうでやっております。小さな修繕に関しては総務のほうでおの個別に修繕を行っております。大規模改修に関しては建設環境課のほうで行いますけれども、今のLEDの話なんですけど、実はもうLED化をしている団地もございません。実際にハロゲン球というのはもう製造中止になって将来見込まれませんので、そのところはもう切り替えてLEDのところもありますけれども、その設置している以外のところですね、いっぺんにどうかということとはちょっと今後、またいろんな補助事業のメニューがあるかないかとか、その辺もしっかり見極めて行きたいんですが、今できるところ、例えば今、球が切れてじゃあまた古い球を替えるかということではなく、随時安価でできる部分に関しては行っていきたいという部分は総務課として思っているんですけども、いっぺんに大規模的な改修が、その補助メニューも含めて検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 実はですね、私がこの一般質問をするために団地の皆様方とお話ししたときに、その二、三日後に大宜味団地のごみ置き場、その横に団地の皆さん方がバナナとパパイヤを置いているんですね、低木の。その実がなっている。それを網で囲んでいるんですね。そうしたらハブがかかった。ハブがかかって、これ取ったからいいものの、結局はその地域はハブがものすごく多い。それでどうにか私は早めにそこからやってもらいたいというのがあるんです。だから先ほど言った、今、大宜味団地は先ほど申し上げたように、結局はこの、6基ある中で4基は電気料の削減をするために消しているんです。そういう中でありながらも、気をつけながら皆さんやっておりますけれども、そういうふうにはハブがいたりいろんなことが起きた場合に大変困るなという心配があるので、そこら辺も皆さん方も現場も確認しながら、1回ではできませんので、1団地からやっていくとか、そういうことを検討してもらいたいというふうに思っているわけです。私はこの大宜味団地のほうは一刻も早くLED化にしてもらいたい。そして随時やってもらえればいいのかなと思っております。先ほど言ったように、ハブが大分出ております、毎年。そこら辺を考慮しながら行政の力を発揮して団地の皆さんを安心させてくださいということを願っております。何かあれば答弁お願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） ありがとうございます。

ただいま議員からあった件に関しては、担当とも相談して早急に対応できるように検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で9番 平良嗣男議員の一般質問を終わります。

◇ 前田 孝 議員

○ 議長（大城佐一） 次に6番 前田 孝議員の一般質問を許可します。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今日、最後の質問者となりますけれども、もうしばらくお付き合いのほどお願いしたいと思います。それでは質問いたします。

バナメイエビ裁判への対応について質問いたします。

令和4年9月13日付琉球新報の報道によりますと、「経緯を再確認し、判決を待たず業者と話し合っ
て着地点を見いだしたい。訴訟先を村から村長個人に替えてもらうことも視野に入れている。」と発言
されて、行動がなされているわけですが、この裁判についてどのように対応していかれるのか、お考え
をお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

9月13日の新聞報道は、当選翌日の午前中に行われた新聞社とのインタビューにお答えした内容で、
当選直後の私の思いと考えを述べたものであります。

現在は村長に就任し、被告の立場となっておりますので、係争中の裁判に影響を及ぼすおそれがあり
ますので、発言は控えなければならぬものと考えております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） これは村長就任前の発言であるから、発言は控えさせてもらいたいと、そうい
う答弁だと思うんですね。そうすると、村長が公約しているものは就任前のものですから、公約も全部
破棄するんですか。そういう考え方で物は通りませんよ。もっと丁寧に説明できませんか。

ということはですね、前村長へ被告を変えるように考えているということは、この裁判においては村
が敗訴しそうだから賠償金が出た場合に、前村長個人に賠償してもらおうというふうな考え方がそこに
あると見ていますよ。就任前だから、係争中だからということで、係争中だったら余計にこういう発言
をしないほうがいいですよ。

それではその原告と話し合っていきたいということですが、話し合ったことはありますか。なければ
いつ頃話し合いをする予定ですか。それをお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 話し合ったことはありません。ただ、公約ということの話がありましたが、今
まさに裁判で係争中でありまして、それに影響を与えるような発言はやっぱり控えるべきだと考えてお
ります。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 係争中であっても話し合ったか話し合っていないか、原告と話したか話してい
ないのか。それぐらいは答えられないですか。内容は聞いていないですよ、今。話し合ったかどうかを
聞いているんですよ、今。原告とこれまで話し合ったことがありますかと聞いているんですよ。それ
にお答えくださいよ。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 先ほど明確にお答えしたように、話し合っておりません。

- 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） 話し合っていない理由は何ですか、お答えください。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 今、村長の身で、被告の立場ですので、進行中の裁判に影響を及ぼすおそれがありますので、このような行動は控えております。
- 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） 何で今の質問が裁判にそんなに影響出ますか。それは話合いに相手も応じないですよ。係争中で原告と被告が話合いをしましょうなんて、全然聞いたことないですよ。そういう話合いというのは裁判所が和解案などを提示して、そういうことで話合いの場が設けられるのが通常でしょう。裁判が係争中の中でそれは話し合って、話合いだけをやるということは、それは軽率な発言だと思いますよ。確かにこの発言をしているんでしょう。回答書から見ますと、当選翌日の午前中に伺ったインタビューに答えた内容で当選直後の私の思いと考えを述べたものでありますという回答。考えているでしょう、これは。思いもあって、そういう考えがあるからそういう発言をしているんです。ですから裁判には全然関係ないですよ、私が希望とするものはですよ、よく聞いてください。被告を村から前村長に変えたいということは、先ほど言ったように敗訴を前提に賠償額が出た場合に、村は賠償責任は取らないで前村長に賠償させようという、そういう考え方が根底にあるとしか思えないんです、私は。その辺のことがあってのインタビュー記事になっているんでしょうか。その辺を明確にお答えください。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） そのようなことはありません。
- 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） それじゃあ、村から前村長へ被告を変えていきたいというお考えは、どういう考え方からこれは出たんですか。前村長へ被告を変えたいというのは、どういう根拠で変えたいというふうにお考えになっているんですか。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 先ほどから申し上げておりますように、今裁判が進行中でございまして、裁判に影響を及ぼすおそれがありますので、私の発言は控えるべきだと考えております。
- 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） 何か国会の予算委員会の岸田総理みたいな感じがしますね、今の答弁の仕方は。これ裁判に影響が出ますか、今の質問で。私は当たり前のことを聞いているんですよ。明確に答えられないんですかね、これ。御自身がそういうことを発言している。その発言した根拠というのは、質問された、お答えになるのが誠実な答弁じゃないですか。その辺どう思いますか。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 私の思いもいろいろあります。ですから、今係争中の裁判に影響を及ぼすおそれがありますので、発言を控えるべきだとそういうふうに申し上げている状況です。御理解を賜りたいと思います。
- 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） どういうところが裁判に影響があるとお考えですか。
- 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私が10月7日に村長に就任して、その間も裁判は進行中でありまして、村長自身の言葉から発言されることは裁判に大きく影響があるのではないかと。それを心配しております。以上でございます。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今、裁判の進行はどの辺まで進んでおられるんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 午前中のほうでも申し上げましたけれども、今、8回目の準備書面の準備ということで、判決前の調査段階というところまで進んでいるところです。今度9回目が4月に行われるというところが予定となっております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 村長もう、そろそろ結審じゃないですか、じゃあ。4月頃だと言ったら。それがそんなに、ここで発言したものがそんなに裁判に影響を与えとお考えですか。堂々と思いはしゃべったらいいですよ、別に。裁判に影響があるからお答えできないといたら、もう大変ですよ。やっぱりね、自分で発言したのについては本当に、しっかりとしたところを持っていただければ、こういう質問も出てくるんです。疑問であるから。この新聞報道を読んだ場合に沖縄県はもとより本土にも愛読者がいらっしゃるんですよ。どのくらいの方が目を通していらっしゃるかですよ。そうすると、そういう発言をしていると、何だこれはと。裁判中のものも途中で被告を変更できるのかと。そんな簡単なものじゃないですよ、民事訴訟。被告を変えると何か、現在訴訟されている裁判を、一応原告は取り下げないといけない。新たに前村長を被告として訴えを起こすという手続が順当でしょう。裁判の手続としては、だから何かそういうことがあれば、原告と村長と何かツーカーの間柄が、何かがあるんじゃないかというそういう疑いも出てくるんですよ。少なくとも被告と原告は一定の距離を持たないといけないでしょう。それが公正に行政執行する、イの一番なんです。私はそう思いますが、私の考えているところは妥当するのか、違うのか。違うところがあれば御指摘してくださいよ。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 考え方にはやっぱり様々ありまして、質問者と私の考え方は若干違うのかなと思います。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） もうはっきりしないんですがね、今後ともその影響は出てきますよ。村長の立場だからお答えしたら裁判中であるから影響を与えるからと、こういう話なんです、もう既にこれ一人歩きしていますよ、この記事は。そういうことから今後、また明日のある議案の質疑の中でも、ちょっとまた村長のこの発言等について質疑もしたいんですけどもね、それで地方公共団体の長等の賠償責任の問題についてね、ちょっと提言をしておきたいんですよ、私。これは地方公共団体の長等の賠償責任。「長等」というのは職員ももちろん含まれていますから。長や職員等は地方公共団体に損害を生じさせた場合、軽い過失であっても全額損害について責任を追及される。そのため個人として多額で過酷な損害賠償責任を負うことになり、長や職員等の萎縮を招き、円滑な行政運営に弊害が出るということからですよ、そのことから平成29年6月9日に地方自治法の一部改正がされている。その地方自治法の一部改正というのは、免責条例制度の新設なんです。その内容については、皆さん、六法をお持ちですか。地方自治法、地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責と、これが243条の2として追

加されているんです。平成29年6月に追加されてこの法律ができているんです、新たに。そしてこの条例の内容としては、端的に言うと、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、地方公共団体の長が賠償の責任を負う額から地方公共団体の長等の職責その他事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れる旨を定めることができるというようなものであります。これをやるためには条例を制定しなければならない。これは平成29年6月に一部改正されたんですが、この条文の、この243条の2の条文の施行期日は令和2年4月1日からとなっているんですね。これまで条例、本村にはまだ定められていないと思うんですよ。この条例の目的というのは、村長や職員が自信を持って公務執行をさせるためなんです。極端に言うとこれは例があって、こういうことから来ているんですよ、これは東京都国立市の元市長が在任中の景観保護、行政の在り方を問われて、東京高裁から数千万円の高額賠償を命じられたということで、また総務省の統計によると、1億円以上の賠償金を請求されたのが11件ほども地方公共団体であると。そういうことから行政の業務執行に支障を来して、萎縮してしまって大変だということから、この自治法の条文ができたわけです。それに基づいて本村でも条例を制定する必要はあると私は思うんですが、皆さん執行する側が一番有利な条例を作りなさいということですから、簡単に言うと。その条例に向けて、考え方を示してください。

- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 検討してまいりたいと思います。
- 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） 検討するんじゃなくて、もうこれは令和2年4月1日からこの法律は施行されているわけですから、もう4月が来たら3年ぐらいになりますよ。それを制定することによって、先ほど言ったように行政の皆さんは助かることなんです。それを制定しないと全額長や職員に賠償請求責任が出てくるということを冒頭で申し上げているんです。何なら資料も持っていますから、後で総務課長なりに貸しますから、コピーでも結構ですから、取りに来てくださいよ。早急に制定するお考えはございませんか。今初めて聞いているの？ この条文の話は。初めて聞いているんだったら、しばらく検討の時間をまた要すると思うんですが、その点をお答えいただいて、私の質問を終わります。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） ただいまの免責に関する自治法が改正されたということは、私自身は初めてでございます。
- 議長（大城佐一） 以上で6番 前田 孝議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

本日午後の一般質問において、吉浜 覚議員、新崎悟一議員の質問についての発言につきまして、後日会議録を調査して、不穏当発言があった場合には検証いたします。

◎散会の宣告

- 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全て終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

（午後 4時15分）

令和5年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和5年3月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和5年3月16日 午後1時30分)

散 会 (令和5年3月16日 午後2時17分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 宮 城 豊 教 育 課 長 真喜志 亮

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第1号	副村長の選任について	質疑 付託省略
2	同意 第2号	監査委員の選任について	質疑 付託省略
3	議案 第3号	大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
4	議案 第4号	大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
5	議案 第5号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	質疑 委員会付託
6	議案 第6号	大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
7	議案 第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
8	議案 第8号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
9	議案 第9号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
10	議案 第10号	大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
11	議案 第11号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
12	議案 第12号	大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例	質疑 委員会付託
13	議案 第13号	大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例	質疑 委員会付託
14	議案 第14号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）	質疑 委員会付託
15	議案 第15号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	質疑 委員会付託
16	議案 第16号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	質疑 委員会付託
17	議案 第17号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑 委員会付託
18	議案 第18号	令和5年度大宜味村一般会計予算	質疑 委員会付託
19	議案 第19号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質疑 委員会付託

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第 20 号	令和 5 年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
21	議案 第 21 号	令和 5 年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
22	議案 第 22 号	令和 5 年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託
23	議案 第 23 号	令和 5 年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 同意第1号については、審議の都合上、事務局長は退席いたします。事務局長席には、宮城主任が着席いたします。

日程第1 同意第1号 副村長の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

- 2番（宮城良治） 副村長を選任するこの同意案件ですけれども、12月定例議会でも申したんですけれども、12月の所信表明の中で村全体が輝けるようなバランスの取れた村政を進めるということを村長が言われていたんですけれども、やっぱり人選に関してもバランスの取れた村政運営ができるように、人選もやっていただけたらと思っておりました。

そこで、ほかに人選はなかったのでしょうかお伺いします。

- 議長（大城佐一） 村長。
○ 村長（友寄景善） ほかに予定候補としての考えはありませんでした。
○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。
○ 2番（宮城良治） 12月議会でこの同意案件が通らなかったんですけれども、やはり、反対した議員の中でもバランスの取れた人選をやっていただきたかったなという声は多かったと思います。

そこで、この12月の議会でこの同意案件に反対した議員の方たちにどのような、定例議会の後に丁寧な説明をしたのか。9月13日の新聞の中に、村議会での対応をどうするかという問いかけの中で、「時間はかかるだろうが、村づくりの考えを丁寧に説明し協力体制を構築したい」というのが書かれていました。その辺しっかりやっていただきたいと思っていたんですけれども、この辺どうやったのかお伺いしたいです。

- 議長（大城佐一） 村長。
○ 村長（友寄景善） 12月定例議会の後に、個人的に直接お会いしに行って会えなかったりとか、またその議員の支援者あたりをお願いして、どうにかできないかという協力要請はやってまいりました。
そしてバランスの取れた村政運営についてですが、私がバランスと言っているのは人選というよりも、村内全体が輝くということで、小さな村ですからいろいろ人材も限られておりますので、人材をバランスよくというよりも、地域の発展のバランスということを考えておりました。

- 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。
○ 2番（宮城良治） 村長ありがとうございました。

やっぱり村長は、村民の一人一人の声を聞くとおっしゃっていますので、我々議員の声も一人ずつ拾っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

- 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。
○ 6番（前田 孝） この同意案件につきましては、去る12月で不同意となって、今回2度目の提案

となっておりますね、御承知のように。それで3月10日の村長の提案説明では、この同意案件、議案をただ朗読したにすぎないんですよ。2回目の提案にしてはあまりにも熱意が伝わってこなかったですね。提案説明でもっと掘り下げたものがあるかと期待していたんですが。

それと令和元年の9月定例会、これは島袋幸俊前副村長の再任の場合の、村長が議員時代の質疑があるんですよ。ちょっと読み上げますよ。これは令和元年9月11日の本会議での、島袋幸俊前副村長の再任同意案件についての当時議員であった村長の発言を読み上げます。これは今回新しく議員になった3名以外、そのほかの議員、そして本会議場に今お座りの執行部の方々、みんなお聞きしているから、私が読み上げましたら記憶がよみがえってくるんじゃないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは令和元年9月11日の同意第2号の質疑です。そこで、4番友寄景善、「提案理由についてお伺ひします。提案理由として、地方自治法第162条の規定によりということでの提案理由ですね。ただこれだけでは、どういう事情で副村長の選任の議案を提案したのかがよくわからない。自治法というのは、日本全国どこでも同じような内容だと思います。これは事務上の手続がそうなっていますので、日本全国同じです。大宜味村では、大宜味村ならではの提案理由、選任した理由があるはずですよ。」これ選任した理由と言うんですが、これ提案した理由だと思ひますが、まだ選任はされていないわけですから、「例えば、平成何年何月何日に任期満了に伴い、誰々氏を再任したいとかですね、あるいはまた村長が解職したことによって不在になっているから選任したいとか、こういう大宜味村の提案理由があるはずですよ。今、議員はよくわかっていると思ひますが、この議事録というのは10年、20年、50年先の人が見てもわかるように、丁寧に説明すべきだと思いますが、これだけではよくわかりませんので、どういう状況で、どういう事情があつて今議会に提案したのかをお尋ねしたいと思ひます。」というものが当時議員であられる村長の質疑なんですよ。あとの答弁は申し上げませんが、それでその結果、当時議員であられた村長お一人が反対されて、賛成多数で同意という結果になっているんですね。

ですから、3月10日の村長の提案説明の件と、今私がこの会議録を読み上げました件について、どうお感じなのか、率直な意見をお伺ひしたいと思ひます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

提案理由の記載の仕方ですが、副村長の同意案件以外にも、当時の村の議会に対する提案事項が、いきなり法第何に基づき提案するというふうなことがあつて、どのような理由で提案するのか、それがよく分からなかったということがありまして、今回は令和4年10月6日付で前副村長が辞職し、不在となっているためというふうなことで明記して提案しております。以前の提案の方法ですと、役場はいろいろな提案がありますが、そのような理由、提案の理由が記されていなく、いきなり法律、要綱を持ち出して議会の同意を求めるとかそういう内容でしたので、これは全国どこでも同じような状況ですので、そうじゃなくてちゃんと理由もつけて提案すべきだろうと、そういう趣旨で質疑した記憶がございます。以上です。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは、令和元年の9月の同意案件の提案理由は、「地方自治法第162条の規定により同意を求めます」と、「島袋幸俊氏は平成27年から大宜味村副村長に就任され、行政経験豊富で人格、見識ともに優れ、最適任者であると認められます」という提案理由が示されているんですよ。

それが、さっきの答弁ちょっとおかしくないですか。当日、そこまで提案理由は村長は述べられているんです、当時の村長は議案として。ですから御自身で発言されたその質疑の内容と、今回村長として提案した場合の提案の仕方ですよ、これギャップがあるんですよ、あなたの発言と。今回、ただこれを読み上げただけにすぎないんですよ。だから熱意が伝わってこないということなんですよ。もう一度お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

前回の提案理由の説明は、この書面ではなくて、村長が確かに口頭で提案理由は言ったと思います。私が言っているのは、ちゃんとこの議案書の中に提案理由を示さないと、これが何十年後になってもこれは分からなくなるから、ちゃんと示すべきじゃないかというふうな趣旨で発言した覚えがあります。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 終わろうと思ったんですがね、私が先ほど読み上げたのは議案書に書かれていることなんですよ。当時議案書の中に、さっき私が読み上げているのは書かれているんですよ。今の答弁おかしくないですか、口頭で説明がありましたって。その後質疑されて、そのときも質疑されて、当時の知念和史総務課長が答えているわけです。議案書に明記されていると。それでまた当時議員であられる村長は質疑して、要望いたしますとそれで結論づけられています。当時議案書に書いてあるんですよ。先ほどの答弁間違っていないですか。今、これ見せてもいいですよ、自分の発言を記憶しておられるからと思っているから質疑しているんですよ。もう最後ですが、お答えください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私の記憶違いでしょうか、一応書類を確認した上、議員に説明したいと思いません。よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第1号 副村長の選任についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 副村長の選任について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○ 議長（大城佐一） 起立少数です。

したがって同意第1号 副村長の選任については、同意しないことに決定しました。

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第2 同意第2号 監査委員の選任についてを議題とします。
これから質疑を行います。8番 吉浜 覚議員退場。
(8番 吉浜 覚議員 午後1時46分退場)
- 議長（大城佐一） 質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)
- 議長（大城佐一） 起立全員です。
したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。
これから同意第2号 監査委員の選任についての討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから同意第2号 監査委員の選任について採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)
- 議長（大城佐一） 起立全員です。
したがって同意第2号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。
8番 吉浜 覚議員入場。
(8番 吉浜 覚議員 午後1時46分入場)
-

◎議案第3号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第3 議案第3号 大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第3号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第4号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第4 議案第4号 大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第5号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第5 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第6号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第6 議案第6号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第7号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第7 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第7号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第8号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第8 議案第8号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第8号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第9号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第9 議案第9号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第10号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第10 議案第10号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第11号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第11 議案第11号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第12号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第12 議案第12号 大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第13号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第13 議案第13号 大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第14 議案第14号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第15 議案第15号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第16 議案第16号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第16号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第17 議案第17号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第17号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第18 議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

- 2番(宮城良治) 大宜味村の重点事業ですけれども、福祉拠点整備事業、その財源ですけれども、予算額見たら1,000円ですけれども、予算書の22ページ、財源の沖縄振興特定事業推進費というのになっているんですよ、財源が。これは議案書16ページで、新年度予算の、令和5年度、重点事業での費目存置の1,000円について説明してほしいなと思ひまして、お願いします。

- 議長(大城佐一) 住民福祉課長。

- 住民福祉課長(宮城 敦) お答えします。

沖縄振興特定事業推進費のほうに上げております、歳出のほうで行くと、長寿交流センターの予算ということで計上してありますが、令和5年度に計上していない、費目存置で上げているということにつきましては、今後補助金の獲得に向けて動いていく流れでありまして、まだ確定しておりませんので、予算を費目存置で置かせていただいております。以上です。

- 議長(大城佐一) 2番 宮城良治議員。

- 2番(宮城良治) まだ事業が決まっていないんですよ。それを重点事業として上げるのはどうかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

- 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えいたします。

重点事業の定義というか、役場の中で重点施策内部検討委員会で上げるんですが、重点事業と主要施策という区分をしています。主要施策というのは各課で持っているいろんな事業がありますね、そういったものは主要施策になっていくんですけども、それを役場庁舎内、各課連携をしながら全体で取り組んでいこうというものを重点事業にしているんです。ただ、これが補助事業が取れるかどうかというのは今後の話であって、皆で一斉に取り組んでいきたいと思いますという考えの下で取り組むものが重点事業ですので、まだ補助金が採択される前でも重点事業としてみんなに取り組むよということの意気込みで重点事業にしております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） では、企画観光課にお伺いしますけれども、この沖縄振興特定事業というので福祉関係の予算というのは取れるんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

取れるか取れないかは申請してみて、その要件に合えば取れるものではあると思いますが、福祉の事業に関しては、今までも幾つか上げたんですけども、特定だけではない、北部振興事業とかもですけども、交付税措置されている事業があったりとか、厳しいとは言われています。ですが、この申請等、作文とかいろんなことの方で、またいろんな事業との組み合わせの中で、今回観光も含めて、長寿交流も含めてやっていますので、そういったところから採択ができないかというところで、福祉だけではない考え方で取り組んでいるところです。

○ 議長（大城佐一） 宮城良治議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） すみません、ありがとうございます。

今まで、たしか福祉拠点施設、この福祉という部分は多分今まで伏せていたと思うんですよ。多分沖縄振興予算の絡みだと思うんですけども、例えばコミュニティー関係の事業、福祉だけじゃない事業で進めていこうとしていたように見えたんですけども、今までの進め方と、これからの進め方で、やり方でちょっと変わってきたのかなと思いますが、その辺を聞ければと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

先ほどもお答えしたんですが、福祉という観点だけでは交付税措置というものに措置されている部分があって、二重補助になる可能性があるというところで厳しいものがあるというところがあります。ただし、今回の福祉については、大宜味村の特性を生かした福祉の整備の方法を考えていますので、特に大宜味村は長寿の里、それもこれまであった、昨日も話がありました国際長寿とかですね、長寿の交流を生むような機能を持った施設、運用、方法を考えていますので、村全体で、福祉だけではない観光であったり、農業であったりとかそういったものをドッキングしながらできないかという考えで今進んでいます。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること

にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第19 議案第19号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第20 議案第20号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第21 議案第21号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第22 議案第22号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第22号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第23 議案第23号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第23号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 2時10分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

◎諸般の報告

○ 議長（大城佐一） これから諸般の報告をします。

休憩中の予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に4番 大山美佐子議員、副委員長に5番 宮城美和子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午後 2時17分）

令和5年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和5年3月17日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和5年3月17日 午後2時00分)

散 会 (令和5年3月17日 午後2時15分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 1 4 号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）	委員長報告 質疑～表決
2	議 案 第 1 5 号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 1 6 号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 1 7 号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第14号～議案第17号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 議案第14号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）、日程第2 議案第15号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第3 議案第16号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）及び日程第4 議案第17号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の4件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第27号
令和5年3月17日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会
委員長 大 山 美佐子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第14号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）	原案可決 全会一致
議案第15号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第16号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決 全会一致
議案第17号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致

（大山美佐子予算審査特別委員会委員長 登壇）

- 予算審査特別委員会委員長（大山美佐子） ただいま議題となりました議案第14号から議案第17号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び関係課長等の出席を求め、3月16日午後3時からの審査予定を30分繰り上げて午後2時30分から審査をいたしました。

議案第14号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）の主な内容について報告します。歳入は、1款 村税1,136千円の減額、10款 地方交付税35,629千円の増額、普通交付税の増額によるものです。

14款 国庫支出金27,794千円の減額、主に子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものです。

15款 県支出金122,029千円の減額、主に新規就農一貫支援事業、災害に強い栽培施設の整備事業、社会資本整備総合交付金等によるものです。

17款 寄付金134,100千円の増額、むらづくり応援寄付金によるものです。

18款 繰入金54,100千円の増額、主に財政調整基金によるものです。

21款 村債120,500千円の減額ですが、主に新庁舎整備事業によるものです。

歳出は、2款総務費 新庁舎整備事業27,063千円の減額、主に備品購入費によるものです。6款農林水産業費109,554千円の減額、主に災害に強い栽培施設の整備事業補助金・新規就農一貫支援事業補助金によるものです。

11款 災害復旧費3,357千円の増額、主に農道災害復旧工事によるものです。

12款 公債費1,978千円の減額、一時借入金の利子の減によるものです。

13款 諸支出金121,639千円の増額、主に結い基金費によるものです。

14款 予備費114,749千円の増額。

補正予算額、50,404千円の減額補正であります。

なお、18件の事業の繰越明許費の追加と1件の変更、1件の債務負担行為の追加（学校給食センター整備事業）、1件の債務負担行為の変更（新庁舎整備事業）、6件の事業の地方債補正となっております。

議案第15号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の主な内容について報告します。

歳入は、5款「県支出金」812千円の減額、特定健診等負担金、8款「繰入金」871千円の増額、主に保険税軽減分繰入金によるものです。

歳出は、1款「総務費」2,253千円の減額、主に賦課徴収費によるものです。6款「保険事業費」4,289千円の減額、主に会計年度任用職員報酬費によるものです。予備費6,770千円の増額、補正予算額、59千円の増額補正であります。

議案第16号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の主な内容について報告します。

歳入は、4款繰入金1,500千円の減額、7款村債300千円の減額です。

歳出は、1款簡易水道総務費2,378千円の減額、主に備品購入費1,534千円の減額、4款予備費508千円の増額、補正予算額1,870千円の減額補正であります。

なお、1件の繰越明許費、1件の地方債補正となっております。

議案第17号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容について報告します。

歳入は、6 款村債100千円の減額。

歳出は、1 款公共下水道管理費1,255千円の減額、主に修繕費1,185千円の減額、4 款予備費1,155千円の増額、補正予算額100千円の減額補正であります。

議案第14号から議案第17号の4 件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第14号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第11号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎散会の宣告

- 議長(大城佐一) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時15分)

令和5年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 令和5年3月24日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和5年3月24日 午前10時07分)

閉 会 (令和5年3月24日 午前11時20分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 宮 城 貢

2 番議員 宮 城 良 治

4 番議員 大 山 美佐子

5 番議員 宮 城 美和子

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 新 崎 悟 一

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 平 良 嗣 男

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (1名)

3 番議員 大 城 邦 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第3号	大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第4号	大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第5号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第6号	大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第8号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第9号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案第10号	大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案第11号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
10	議案第12号	大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例	委員長報告 質疑～表決
11	議案第13号	大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例	委員長報告 質疑～表決
12	議案第18号	令和5年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
13	議案第19号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
14	議案第20号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
15	議案第21号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
16	議案第22号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
17	議案第23号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
18	議案第24号	大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例	提案説明 付託省略
19	陳情第1号	北部地区における透析診療に関する嘆願書	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
20		議員派遣の件	

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

本日の会議を開く前に、大城邦彦議員から傷病検査のための理由により、大宜味村議会会議規則第2条の規定により、本日の会議に出席できない旨の欠席届が出ております。

なお、大城邦彦議員におきましては、総務常任委員長であります。本日の会議におきましては、大宜味村議会委員会条例第11条の規定により、副委員長の吉浜 寛議員が職務を行います。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時07分)

◎議案第3号～議案第13号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第3号 大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例、日程第2 議案第4号 大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第4 議案第6号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第8号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第9号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第10号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第11号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第12号 大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例及び日程第11 議案第13号 大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例の11件について一括して議題とします。一括して総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会副委員長。

大 議 第 2 9 号

令和5年3月24日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第3号	大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第4号	大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第5号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決 全会一致
議案第6号	大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第8号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第9号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第10号	大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第11号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第12号	大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例	原案可決 全会一致
議案第13号	大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例	原案可決 全会一致

(吉浜 覚総務常任委員会副委員長 登壇)

○ 総務常任委員会副委員長（吉浜 覚） 先ほど議長からありましたように、総務常任委員長が都合で欠席しておりますので、副委員長の私が代わって報告いたします。よろしくお願いいたします。

総務常任委員会報告。ただいま議題となりました議案第3号から議案第13号までの11件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、総務課長、住民福祉課長の出席を求め、3月20日午前10時から審査をいたしました。

はじめに、議案第3号 大宜味村情報公開の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例の主な改正は、目次の「第17条～第22条」を「第17条～第19条」に改める。第18条第1項の「遅滞なく」の次に「大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例」を加える。第20条～第22条までを削除し、第23条の見出し「情報公開及び個人情報保護審議会」を「審議会」に改め、同条の「大宜味村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会」を「大宜味村情報公開制度運営審議会」に改める。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するとあります。

次に議案第4号 大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします

本条例の主な改正は、現条例において、出生児、第1子から第3子以降まで段階的に金額を増額して支給していた出産祝金の額を、出生児1人につき10万円に改正するものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するとあります。

次に議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について報告いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を一括しての改正です。

本条例の主な改正点は、地方公務員法の改正に伴う条項の改正、管理監督職勤務上限年齢による降任についての規定や、「定年前再任用短時間勤務」制度の導入に関する規定です。それに伴い、大宜味村職員の再任用に関する条例の廃止も行われております。

また、大宜味村職員の給与に関する条例では、附則で60歳に達した日、後における最初の4月1日以後、職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額に改正されています。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するとあります。

次に議案第6号 大宜味村職員の定年に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例の主な改正は、第3条で職員の定年は、年齢65年とする。とあります。第4条では、管理監督職の特例任用については、村長の承認を得たときに限るものとし、3年を超えることができないと規定されています。第7条では管理監督勤務上限年齢は60年としており、附則第4項では経過措置として、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間は、2年ごとに1歳の引き上げを行い段階的に65年の定年の延長をするものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するとあります。

次に議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

本条例の主な改正は、別表第1の情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員を情報公開制度運営審議会委員に改める。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するとあります。

次に議案第8号 大宜味村会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

本条例の主な改正は、人事院勧告等給料表改定の際に、その都度会計年度任用職員の給与に関する条例の改正をしなくても、読み替えができるよう、第3条のフルタイム会計年度任用職員の給料及び別表第2表の改正です。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するとあります。

次に議案第9号 大宜味村手数料条例の一部を改正する条例について報告します。

本条例の主な改正は、複写に関する手数料でカラー複写手数料をそれぞれの規格において金額が明記されております。また、個人情報保護に関する法律施行令第5条第2項及び大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例第30号第2項の規定に基づく写しに関する手数料も明記されております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するとあります。

次に議案第10号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

本条例の改正は、第18条の改正で、大宜味村個人情報保護条例（平成17年条例第2号）第4条を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条に改める。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行です。

次に議案第11号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について報告します。

内容としましては、健康保険法施行令の一部改正に伴う本条例の改正で、現行の出産育児一時金に8万円上乗せするものです。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行です。

次に議案第12号 大宜味村個人情報保護に関する法律施行条例について報告します。

本条例の主な内容は、第1条趣旨では（個人情報保護に関する法律と行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項又は31条第1項の一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む）の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

2条の定義で「村の機関とは」村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会で、議会は除かれております。

3条に個人情報取扱事務登録簿の備え付け、第4条に開示請求の手續、第5条に開示決定等の期限、第6条では開示請求に係る手数料等を定めております。

附則において、第1条で、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。第2条では大宜味村個人情報保護条例の廃止を謳っています。また、第3条においては旧条例の廃止に伴う個人情報保護に関する経過措置が謳われております。

次に議案第13号 大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例について報告します。

本条例の主な内容は、第3条定義では第1号は諮問庁、第2号は公文書、第3号は保有個人情報という言葉の定義が謳われております。

第4条では所掌事務、第5条では組織、附則第1条（施行期日）、この条例は、令和5年4月1日から施行する。附則第2条では、情報公開条例の一部改正による旧審査会の廃止に伴う経過措置が謳われています。附則第3条では情報公開の一部改正による大宜味村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の廃止に伴う経過措置が謳われております。

議案第3号から議案第13号の11件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で副委員長の報告を終わります。

これから議案第3号 大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 大宜味村情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第3号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号 大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 大宜味村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第4号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第6号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第7号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第8号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第9号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第10号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第11号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 大宜味村個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第12号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 大宜味村情報公開及び個人情報保護審査会条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第13号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第12 議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算、日程第13 議案第19号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第14 議案第20号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第15 議案第21号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第16 議案第22号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第17 議案第23号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 3 0 号

令和5年3月24日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 大 山 美佐子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により

報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第18号	令和5年度大宜味村一般会計予算	原案可決 賛成多数
議案第19号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第20号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第21号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第22号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第23号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致

(大山美佐子予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(大山美佐子) ただいま議題となりました議案第18号から議案第23号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告いたします。

本委員会は、村長、教育長、及び関係課長等の出席を求め、22日及び23日の2日間にわたって審査を行いました。

議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算は、総額41億3,647万5千円で、対前年度9億5,448万4千円の減額で、対前年度比18.7%の減となっております。減額の主な要因としまして、新庁舎建設整備事業によるものです。

議案第19号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額5億3,602万6千円で、対前年度比13.5%の増となっております。

議案第20号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、総額2億9,901万6千円で、対前年度比99.0%の増となっております。増額の主な要因としまして、沖縄簡易水道等施設整備事業によるものです。

議案第21号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、総額5,453万2千円で、対前年度比50.4%の増となっております。増額の主な要因としまして、下水道公営企業会計移行負担金によるものです。

議案第22号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額3,644万8千円で、対前年度比2.2%の減となっています。

議案第23号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入496万9千円、収益的支出365万3千円となっており、前年度並であります。一般会計からの負担金は252万6千円となっております。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、5会計の予算総額は、50億6,249万7千円で、対前年度7億2,429万7千円減額の12.5%の減となっております。

議案第18号から議案第23号の6件について、議案第18号については、質疑、討論はなかったものの賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号から議案第23号の5件については、いずれも質疑、討論はなく全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者あり）

○ 議長（大城佐一） まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算書について、反対の立場で討論を行います。

本案は、歳入歳出予算の総額4,136,475,000円と定め、歳入予算 16款財産収入 1項財産運用収入 1目財産運用収入 1節財産運用収入 4細節特産品加工施設余白地貸付料934,000円を計上している。

大宜味村字田港1043番地は、自治法第244条の2の規定に基づき、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例で定めた行政財産である。大宜味村における雇用機会の創出及び農業の振興を図るため、大宜味村で生産されるシークワサーを主とする特産品の加工施設を設置するとしている。

令和4年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金 補助対象事業等説明資料 民間事業者名：(株) フードリボン 認定市町村名：大宜味村によると、天然繊維産業創出・交流拠点整備事業の事業等の必要性は、大宜味村の村民所得は、全国団体の中でも最下層に位置し、若年層の村離れを原因とする過疎化・少子化対策を早急に講ずるとともに、住環境及び企業誘致や新産業創出による雇用環境等の整備が重要であり、全体として農業における担い手不足の課題がある中、近年増加傾向にある青年農業者が定着に至るまでの持続的支援や「稼げる農業」に向けて取り組む必要がある。また、国の重要無形文化財である「喜如嘉の芭蕉布」に関しても高齢化が進展する中で、伝承者の減少等も喫緊の課題となっている。沖縄振興に資する事業等であることで、全国トップシェアである、パイナップル葉やバナナ茎など未利用農産資源の付加価値化による農家所得の向上、農業の振興と連動した新たな天然繊維等の産業創出により、製造業の振興と雇用拡大に資する。広域性を有する事業等であることで、天然繊維の原料となるパイナップル葉は、東村と大宜味村を中心に国頭村や名護市等の北部地域及び石垣市において生産されており、県内すべてのパイナップル産地に繊維抽出装置を貸与行う計画である。一方、世界有数のパイナップルの生産地、インドネシアで繊維の抽出を開始する。インドネシア最大の農業機関インダックと

フードリボン、天然繊維循環国際協会の3者で基本覚書を締結しており、今回の取り組みもインダック主導で行うとしている。

しかし、大宜味村字田港1043番地は、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例で定めた行政財産です。大宜味村における雇用機会の創出及び農業の振興を図るため、大宜味村で生産されるシークワサーを主とする特産品の加工施設箇所に、自ら定めた条例を無視して、本村の特産品では無いバナナやパイナップルを活用した繊維工場等設置事業は農民や村民を背く行為であり、シークワサー経営基盤安定と後継者育成を阻む事業は認められるものではない、反対せざるを得ません。また、大宜味村議会は、シークワサーの里宣言をしています。どうか、本議案に対する各議員の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和5年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

- 議長(大城佐一) 休憩します。

(午前10時58分)

- 議長(大城佐一) 再開します。

(午前11時05分)

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第24 議案第24号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長。

(前田 孝議会運営委員会委員長 登壇)

- 議会運営委員会委員長(前田 孝) それでは提案いたします。

議案第24号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月23日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 前田 孝 宮城 貢 宮城良治 大城邦彦 大山美佐子 宮城美和子 新崎悟一 吉浜 覚 平良嗣男

提案理由といたしましては、議会は、これまで自治体(大宜味村)の個人情報保護条例に規定する実施機関として明記されており、自治体(大宜味村)と同じ個人情報保護の取扱いに適用されておりました。

しかし、国の法改正後の個人情報保護法において、議会は適用対象外となっており、議会独自の条例制定が必要なため、この案を提出いたします。

内容について説明いたします。

議案第24号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例について説明いたします。

個人情報保護制度は、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、行政機関が管理する個人情報の開示や訂正等を請求する権利を保障することにより、住民の権利利益を保護することを目的とした制度であります。

個人情報の保護に関しては、民間を対象とした「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）のほか、国の機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）や研究機関・国立大学・国立病院等の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（独立行政法人等個人情報保護法）、また自治体を持つ「個人情報保護条例」など、多数の法令と条例によって構成されており、それぞれの法律や条例は個人情報の規定の内容や解釈等も違いがあり、様々な問題があることが指摘されています。

そこで国では令和3年において、様々な問題の不均衡・不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直し（法改正）が行われました。

その一方で議会は、これまで自治体の個人情報保護条例に規定する実施機関（行政機関）として明記されており、自治体と同じ個人情報保護の取扱いにて適用がされてきました。

しかし、改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）においては、議会は共通ルールの適用対象外となったため議会では、改正個人情報保護法の第5章の規定及び村の動向（新たな個人情報保護条例の制定等）を参考に、議会独自の個人情報保護条例の制定する必要があります。

次に大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の骨子について申し上げます。

第1章 総則（第1条～第3条）

大宜味村議会（以下「議会という」）における個人情報の保護に関して、条例の目的や条例で使用する用語の定義を定めるとともに、議会の責務について定める。

第2章 個人情報の取扱い（第4条～第16条）

議会の個人情報の取扱いに関して、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱いに係る義務や匿名加工情報の取扱いに係る義務について定める。

第3章 個人情報ファイル（第17条）

議会が作成する個人情報ファイル簿の作成及び公表について定める。また現行条例で規定している個人情報取扱事務登録簿について、村では引き続き規定することから、議会においても同様に定める。

第4章 開示、訂正及び利用停止等（第18条～第46条）

個人情報の開示に関して必要な事項を定める。村では開示請求に係る手数料に関する規定を定めることから、議会においても同様に定める。その他に訂正や利用停止に関する事項を定める。また、地方自治法上、議会には附属機関である審査会は設置できないと解されていることから、議長が行った行政処分への審査請求に関する諮問は、村条例に設置される審査会に委任することを定める。

第5章 雑則（第47条～第52条）

条例で適用除外の規定を設けるほか、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱いに関する苦情処理に関する事項を定める。また、審査会の設置と同様に、議会では附属機関である審査会を設置できないことから、議長が意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、村条例に設置される審査会に委任することを定める。その他に施行状況の公表や委任に関する規定を定める。

附則（施行期日）

改正法及び村条例の施行期日に合わせ、令和5年4月1日となっております。

なお、第6章罰則（第53条～第57条）につきましては、地方検察庁との協議の整い次第、直近の議会で条例の一部を改正が必要となりますので、お含みおきをいただきたいと思います。

各条文については、全員協議会等で協議してこの案が提案されておりますので、各条文については説明を割愛させていただきます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第24号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第24号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第24号については、原案のとおり決定することに決定しました。

◎陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第19 陳情第1号 北部地区における透析診療に関する嘆願書を議題とします。

総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会副委員長。

大 議 第 3 1 号

令和5年3月24日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
1	令和4年 12月19日	北部地区における透析診療に関する嘆願書	採択すべき	北部市町村議会議長会にて取扱うよう議長にお願いする。	採択のみ

(吉浜 覚総務常任委員会副委員長 登壇)

○ 総務常任委員会副委員長(吉浜 覚) 委員長が都合により欠席しておりますので、副委員長の私から報告することを御承諾申し上げます。

令和5年第2回定例会 総務常任委員会委員長(陳情報告)。ただいま議題となりました陳情第1号について、3月20日午前10時から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第1号については、全会一致をもって採択すべきものと決定しております。

なお、この提起は北部全体の課題であることから、北部市町村議会議長会においてもお諮りいただきたい案件であることを申し添えておきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(大城佐一) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第1号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 北部地区における透析診療に関する嘆願書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって陳情第1号は、採択とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○ 議長(大城佐一) 日程第20 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和5年3月24日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、下記のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人員
4月	沖縄振興拡大会議	1名(議長)
5月	北部市町村議長会定例総会(宜野座村) 常任委員長・副委員長実務研修会(那覇市)	1名(議長) 8名
7月	沖縄県町村議長会役員会 北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 (国頭村) 奄美やんばる広域圏交流推進協議会総会 (徳之島)	1名(議長) 全議員 1名(議長)
8月	北部市町村議長会定例会(伊是名村) 北部市町村議長会先進地行政視察研修会 県町村正副議長・正副委員長研修会	1名(議長) 1名(議長) 8名
9月	県町村議会議員、職員研修会(那覇市)	全議員
10月	県町村議会議長会定例総会(那覇市) 北部三村議会連絡協議会研修会(東村) 大宜味村議会先進地行政視察研修(関東地方)	1名(議長) 全議員 全議員
11月	町村議会議長全国大会(東京都) 八重山一心会総会	1名(議長) 1名(議長)
12月	北部市町村議長会定例総会(名護市)	1名(議長)
2024年2月	県町村議会議長会定例総会 県町村議会議員、職員研修会	1名(議長) 全議員
3月	北部市町村議長会定例総会(北部会館)	1名(議長)

派遣目的：村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員